

第二十六回 参議院商工委員会會議録第十二号

昭和三十三年三月十九日(火曜日)午前
十時四十分開会

委員の異動

三月十八日委員藤田進君辭任につき、
その補欠として三木治朗君を議長にお
いて指名した。
本日委員三木治朗君辭任につき、その
補欠として藤田進君を議長において指
名した。

出席者は左の通り。

委員長 松澤 兼人君
理事 西川弥平治君
阿具根 登君
近藤 信一君

委員

青柳 秀夫君
大谷 愛雄君
小幡 治和君
小西 英雄君
白井 勇君
高橋 簡君
阿部 竹松君
島 清君
藤田 進君
加藤 正人君
豊田 雅孝君
大竹平八郎君
國務大臣 水田三喜男君
通商産業大臣 八木 一郎君
政府委員 農林政務次官 長谷川四郎君
通商産業 政務次官

通商産業大 松尾 金藏君
臣官男長
通商産業省 松尾泰一郎君
通商局長
通商産業省 讚岐 喜八君
石炭局長
通商産業省 小岩井康朗君
山保安局長
事務局側
常任委員 小田橋貞寿君
会専門員

本日の會議に付した案件

○派遣委員の報告

○特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議院送
付)
○臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)
○輸出検査法案(内閣提出)

○委員長(松澤兼人君) これより委員
会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告い
たします。去る十八日藤田進君が辭任
され、三木治朗君が委員に選任されま
したが、本日三木治朗君が辭任されま
して、藤田進君が委員に復帰されまし
た。

○委員長(松澤兼人君) 議事に入る前
に、先般の委員派遣に関する件と、た
だいま委員長理事打合会の模様を報告
いたします。
まず、委員派遣の件であります。先
般この委員会で決定し、議長の承認
を得ました委員派遣につきまして、予
定通り去る十五、十六日にわたり、
茨城県に行つて参りました。

派遣委員は議長承認の六名に、特別
参加の二名が加わりまして、合計八名
となりました。すなわち、西川、白
井、小幡、高橋、島、阿部、大竹の諸
君と私の八名であります。

視察いたしました所は、東海村の原
子力研究所と日立製作所の日立工場及
び多賀工場、それに日立電線株式会社
であります。東海村では、四つの建設
会社が入つて、目下広い松林の中に建
物を建設中であり、ウエーター・
ボイラー型実験原子炉はすでに外装を
完成し、今後四月末には内部の据え付
けを終つて、七月には運転を開始する
予定となっております。また、中性子
実験に必要なヴァンデ・グラフ加速器
の建て家も完成に近い状態でありまし
た。この二つの建物のほか、研究室二
棟が建設中であり、倉庫が一棟できて
おりました。このほか放射線照射施設
を初めとして、C P 5 型の実験原子炉
等の建設を準備しており、やがてここ
がわが国原子力研究の中心地にならう
としていのであります。

次に、日立製作所関係では、もつぱ
ら家庭用電気器具を製造する多賀工
場、主として発送電関係、その他産業
用重電機を製造する日立工場を視察い
たしました。

日立工場はさらに分れて、海岸工
場、山手工場、国分工場、水戸工場の
四つになっておりますが、私どもの視
察いたしましたのは、海岸工場と国分
工場であります。いずれの工場も戦災
を受けましたが、その後完全に復興

し、しかも、国民生活の電化、産業動
力の激増の潮流に乗つて、すこぶる活発
な生産を続けておりました。日立製作
所が創立者、初代社長小平浪平氏の方
針により、外国の技術に頼らず、もつ
ぱら自力で技術的向上を目指し、広告
宣伝よりも、技術と品質に自信を持つ
ことに重点を置いたことは、敬意を表
するに値するものと存じます。ただ、
これから国内需要を越えて海外への輸
出を必要とするときに当りましては、
やはり広告宣伝も大いに必要と考えら
れ、工場関係者もこの点を考慮してい
るようであります。また、日立工場の
製品はいずれも大型機械であり、こと
に発電機、変電機がきわめて大型に
なつてきておりましたが、これは当初日
立製作所が発足した当時予想もしな
かつたことでありまして、工場を組み
立てた機械を、いかにして需要地へ輸
送するかに頭を悩ましていたのであり
ます。

私どもは東海村から日立へ向う途
中、久慈川河口の久慈港建設の現場を
見せられました。この港は地形として
は海岸線が単調で波も荒く、決して適
地とは中せませんが、付近に良港の乏
しい日立工業地帯としては、何とかし
てこの港の建設を促進してはしいと熱
心な希望を述べられたのであります。

日立電線工場は、もと日立製作所の
一工場で、日立鉱山の銅を消化する目
的で作られたものでありますが、現在
は独立しております。原料を鉱山に仰
げること、製品のうち相当大きな部分

を日立製作所へ優先的にさばける等の
点で、すこぶる有利な地位にあり、加
うるに、製作所と同様電気関係の需要
の急速な伸びを反映して、これまたす
こぶる活況を呈しておりました。
日立の工場で、ただいま直面してい
る厄介な問題は、電力不足による消費
制限でありました。電力不足を解消す
るべく水火力発電機を作つておる工場
が、電力不足のためにその製造が遅延
するのは、まことに困つたことだと嘆
いておりました。

今回は委員多数が参加されましたの
で、関係各方面でも熱心に御案内をい
ただき、何かとお世話になりました。
委員一同深く感謝してるところであ
ります。

以上で簡単であります。派遣の経
過を申し上げて、御報告にかえる次第
であります。

この報告は御承認願えますか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(松澤兼人君) ではさように
計らいます。

○委員長(松澤兼人君) 次は、本日の
委員長及び理事打合会の経過ござい
ますが、この打合会におきましては、
今週は本日及び二十二日金曜日午後
に委員会を開き、上程されております議
案を順次審議していくことにいたしま
した。なお、自転車競技法特例法の
一部改正案並びに今後付託される法案に
ついては、適当な機会にこれを順次説
明を聴取することになります。来週
の日程につきましては、事情の許す限

り毎日委員会を開いて審議の促進をはかることとしたし、その詳細につきましては、火曜日にあつたため委員長理事打合会を開いて決定することにいたしました。右御了承願います。速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(松澤兼人君) 速記を始め

それでは、特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○大竹平八郎君 特別鉱害復旧臨時措置法に關連いたしまして、局長に一つお尋ねしたいと思つて、御承知の日華事變並びに太平洋戦争を通じて、日本国内の労働力というものが制約をされてきてほとんど若い人は応召で戦地に行くというようなことから、いわゆる東亜共榮圏の中において、日本が特に動員のできる地帯から、相当数の鉱山労働者を日本に連れて来たことがあるわけであり、そのときに起つた問題であります、

相当秋田方面に中朝から参られた労働者諸君あたりは、非常に被害が多かつた。これは事実かどうか知りませんが、これも、終戦直後において中国關係の労働者というものが相当虐殺をされたというふうなことが、始終、多少宣伝もありましたけれども、埋没をした中を掘り出して、そうしてその骨を山に積んでおるといふような写真も見受けたのでありますが、これは実際はどの程度までそういう被害があつたの

か、そういう点について一つ関連事項として、知り得る範囲でお答え願いたいと思つて。

○政府委員(讀坂喜八君) 実はただいまの御質問につきましては不勉強でございます、今お答えできる材料を持ち合せておらないのでございます。そういう話を私は当時新聞等で拝見したように承知するものであります、これは調査をいたしまして後ほど御説明申し上げることにいたしたいと存じます、よろしくごさいませうか。

○大竹平八郎君 これは御承知の通り、扱い方が悪いと、場合によると非常に逆宣伝になる憂いもありません、で、しかし、相当数のかつての東亜共榮圏内と称する地域にあつた人たちの労働者諸君が犠牲になつたということだけは、これは事実のようにわれわれも聞いておるのであります。その取扱

い等につきましましては、国際問題とも関係がありますから、十分一つ御留意の上、大体でよろしゅうございませうか、わかりましたならば、関連官庁と御相談の上出したいと思つて、

○政府委員(讀坂喜八君) 承知いたしました。

○阿具根登君 両法案一括審議でございますから、両法案に關係のある点について先に御質問申し上げますが、まず、この特鉱が二十五年に過ぎました、それから五年の時限立法であつたのが二年間延期され、さらに今年一年延期ということになっております、

特鉱の場合は戦争による乱掘を原因として被害でございますが、現在の生産量から見ますと、通産省が先年あるいは先々年計画しておつた計画で

す、四千八百万トンから四千九百万トンであつたと思つて、それが五千三百万トン掘らなければならぬ、こういうことになってきますと、炭鉱の合理化がいかに進んだとはい

ながら、炭鉱はこれは地底のことであるし、坑外のように機械の合理化もできない。そういうことになると、

業者は業者で、外国からの輸入をおそれましようし、あるいは重油の輸入をおそれましようし、政府は政府で、国内炭でまかなうべく政策を立てられると思つて、

通常のことでは掘り得ない。五千三百万トン掘るだけの炭鉱の設備はできておらないと私は思つて、

点について大臣はどうお考えになつておるか、特別鉱害はこの一年で打ち切

りになる。そうしてあとは臨時鉱害法で見えていく、こういうことを言つてお

られますので、そういう見通し、それからこれは資料が出ておつたかもしれ

ませんが、ちよつと手元に見当りませ

んの、二十五年から今日までの被害

額、それに対する数字の問題は局長さ

んでけつこうです。それからまた一点お

尋ねたいと思つて、この特別法の

二十四条の三項に、採掘した石炭が低

品位であるとき、あるいはその他特別

の事情がある場合においては減免する

ことを得ることになっておるが、

○國務大臣(水田三喜男君) 私もこの需給計画で政府側と炭鉱業者間のいろいろな検討によりましては、五千二百

二百万トン理無ではない、これにはいろいろ前提的な政府の協力措置を

必要としますが、大体無理なくやれ

る。むしろ、さつきお話しになりました

か、いろいろ計画を出しております

で、それだけ入れなくても、自分たちの増産態勢で、

五千三百万トンは無理だ、五千二百万

トンは無理はない生産がやれるという

ふうな考へをしまして、業界側がやれる

より百万トン減らして、

給の計画を立てた、

きざつておられます。

○政府委員(讀坂喜八君) ただいまの御質問のうち、

技術的な面及び数字の面につきま

して昭和三十三年の出炭計画につき

ましては、大臣からただいま申し上げ

た通りであります。私どもといたしまし

ては、鉱山保安の面から申しまして、

あるいは合理化の面から申しまして、

従来の方針でもってできる限り生産の規模の拡大をはかる、

こういうことについて、従いまし

次に、特別鉱害の今日までの復旧状況でございますが、これはお手元に差

し上げました二ページの表があるのであります、特別鉱害年度別復旧実績

計画表となつておりまして、表により

ますと、縦に土木、農地農公、水道、

学校、鉄道、公共計、非公共となつて

おりまして、横に二十五年から三十年

までの実績及び三十一年度の計画、

それから三十二年度の計画というように

出ております。三十年度までの実績

で申しますと、これらの復旧対象を全

部合計いたしまして、事業量といたし

まして、八十三億余りになつており

ます。これは三十一年度の計画で十六億

四千五百万円、それで次に昭和三十

二年に六億二千七百万円となつ

て、総計で百五億七千五百万円とな

つております。それで大体三十一年度

の復旧が完了するわけでございます

です。お手元に差し上げましたもう一

つの表をごらん願います、これがた

だいま金額で申し上げました数字を農

ル、学校につきましては建坪で三万一千八百九十九坪、敷地で五万四千七百五十八坪、鉄道では国鉄が七万八千九百五十メートル、私鉄が三千五百二十メートル、港湾では二千二百メートルと五万一千六百平方メートル、家屋につきましては一万五千五百一十一戸、簡易水道三十八件、墓地その他七十七件となっておりまして、これで先ほど申し上げました約百億の仕事ができあがるわけでございます。それで三十二年におきましては先の表にもございませぬ通り、三十一年度計画しました工事が繰り延べられまして、農地につきましては三億五千八百万円、非公共の家屋につきましては二億六千二百八十七万三千円が残るわけでございます。これは三十二年度までこれだけ繰り越されますが、この法律の有効期限であります五月十一日までは、この前大臣から提案理由の説明で申し上げました通り、農地につきましては三億五千八百万円残りますけれども、建物、家屋につきましては、一億円をそれ以後に残すということになるわけでございます。

以上で認定されました特別損害のうち、ほとんど大部分は復旧が完了する次第でございますが、これだけの事業を復旧いたしましたも、なお農地におきまして三百五十町歩くらいの仕事は、差しあたり復旧のできないものとして残るわけでございます。この三百五十町歩のうち、農地でありましたものが、宅地とか道路等に用途が転用されたものが四十三町歩くらいございます。それから被害者が復旧を辞退したものが四十八町歩強でございます。これらはもう復旧の必要がなくなつた

ものと考えてよろしいのじゃないかと思ひます。合計で九十二町歩余りになるわけでございます。従ひまして残る数字が農地で二百五十八町歩余りになるわけでございますが、これらは炭鉱の所有地になりましたものが五十三町歩、それから累層採掘のために、現在鉱害が不安定状態にありまして、鉱害が安定しないで、さしあたりはできないというものが百七十一町歩ばかり、それから復旧費が百何十万もかかるというところで、非常に長期間補償を要するものが大体三十三町歩ばかりある。これらのものが一応現在におきましては、さしあたり復旧のできないものとして残るわけでございます。

なお、先ほど法律の規定に基づきまして、低品位の炭等納付金の免除される場合があるかという御質問でございますが、これは現在までないやうでございます。

○阿具根登君 大臣の御答弁では、現在の炭鉱施設で五千二百万トンは生産可能である、こういうことを言われておるのですが、その根拠はどこにあるのですか。いわゆる一昨年合理化法案ができました場合には、たしか三十三年度か三十四年度で五千万トンの計画を發表されておつたと思ひます。特に当時は石炭が余つて困つたので、各会社は非常にちゅうちゅうして、それが急にその計画通りにいって、五千万トン出すのにまだ二年かかる。それが一挙に五千二百万トンを出せる設備があると、こういうことはどうしても私には考えられない。とするなら、それには上回つて業者は五千三百万トン出す、その百万トンだけでもこれは労働強化をやるか、あるいは乱掘をやる

か、そうしなければ出ない相談でございます。それ以上に、私が質問いたしますのは、五千二百万トン出るだけの設備は、私は今完備しておらないと思ひます。そうすれば勢い、戦時中のような乱掘になりはしないか、あるいは労働強化になりはしないか、こういう点を非常に心配しておるのですが、そういう点、どういふふうにお考えでございますか。

○政府委員(讀崎喜八君) 非常に数字的な問題でございますので、私から申し上げたいと思ひます。ただいま御質問のように、合理化法によりましてできました合理化基本計画によりまして、昭和三十四年度におきまして四十九百五十万トンの出炭を計画いたしております。御承知のように三十五年は四千万トンに始まりまして五年後に四千万九百五十万トンになる、こういう想定をいたしておりましたわけでございますが、これはもう先生よく御存じの通り、炭鉱には生産能力はあります。ございませぬが、これについてはございませぬが、この合理化基本計画の最終年度におきましても、必要はこのくらいであらうということ、そういうことで計画を組んだわけでありまして、その後経済界の非常な好転に伴ひまして、石炭業界におきましても非常に将来を危ぶんでおりましたが、最近においては増産に踏み切つてきたやうな状態でございます。五千二百万トンなりあるいは五千三百万トンも掘れるというものは、最近の業界の意向でございます。これはもとより合理化計画に基いて、つまり合理化の基本の方針をくずすことなくしてやつていきたい、こういうことで能率を上げるとい

う問題はあるかと思ひますが、労働強化したり、そういうことはないので、法律の精神に基いてその精神のロクの中で増産をはかつていきたい、こういうことになってはいるはずでございます。

○阿具根登君 言葉ではそういうふうになりませんが、合理化法案のときは、能率の上らない炭鉱は買ひ上げたはずでございます。そして六十何本かの縦坑を掘つて、それが完備したところで四十九百五十万トンから五千万トンの石炭が出るというのを發表されました。縦坑は何本できましたか、この一年間で何本縦坑はできましたか。

○政府委員(讀崎喜八君) 縦坑の計画と実績は必ずしも期待通り参つておらないのでございませぬが、二十九年度からの計画工事で二本でございませぬ、三年度では三本、それから三十一年度では八本完成する見込みになっております。

○阿具根登君 そうするとわずか二本で五千二百万トン炭が出るのだというところは、これはただ言うだけのことであつて、実際はこれではできないのである。それは炭鉱のことでありまして、出そうと思へば出るかも知れませぬ。しかしそういう考えではななくて、やはり科学的な調査の上に、これだけの縦坑を掘らなければ、これだけの需要に間に合わないということ、はつきりはつきり出されておられるに示されたと思つておられる。その業績はちつともできておらない、そして今五千二百万トンは出るのだと大臣はつきりおっしゃつた。出そうと思へば、戦時中にも出たのですから出ます。しかし、そうするためには私が

言うように乱掘をやるか、労働強化をやるかという以外にはできない。そういうことをしないために合理化法案があれだけの金を注ぎ込んで縦坑を掘つて、そうして正常な姿でこれだけの石炭が出ますというのをはつきり言つておられる。そうすると、そういう実績ができておらないのに五千二百万トン出るといふのは、正常な姿ではないけれども必要のためにやむなく出すのだ、こういうことにしかならないと思つたのですが、そうなりませんか。

○政府委員(讀崎喜八君) これは私よりも阿具根先生の方がお詳しいようでございますが、この合理化法が実施されておられます。そこで縦坑の工事はおくれおられますが、当時から今日までの間の合理化にそんなに縦坑もでき上るわけではないので、これは日を追うてだんだんと合理化の実績が上つてくるだらうと、こういうふうにお考えおられるわけでございます。なお、その合理化の工事は縦坑が中心でございますが、縦坑以外の合理化の仕事はたくさんございませぬ。縦坑以外の一般の合理化工事もございませぬし、坑内の機械化の問題もございませぬし、あるいはカッペなり、支柱なり、機関車の問題なり、いろいろ合理化には手段があるわけでございます。これはおのおの計画の通りに進んで参つておると私考えております。そこで、私もこの法律の制定當時におきまして議論をいたしましたことは、当時におきましては生産能力はあるんだけれども、需要が伴わないために四千二百万トンとか四千三百万トンの生産しかならないのだ、こういうことでございまして、需要が伴えば五

千万トン近い出炭ができるのだという事は、当時から申し上げていたはずだと思いますが、それがまあ三十二年度におきまして五千二百萬トンまで行こうということをごさいますして、これは縦坑等の工事はおくれておりますが、その他の一般合理化工事の進捗に伴いまして可能になって参った、こういうわけでございます。

○阿具根登君 そうしますと、政府が計画しております通りの計画が完成した暁には、何千万トン出るようになりますか。

○政府委員(讀岐喜八君) これは問題は、非常にむずかしい問題になるかと思いますが、一応私どもは長期のエネルギー計画から申しまして、昭和三十五年年度には五千五百萬トン、四十年年度には六千五百萬トン、四十五年年度には六千三百萬トン、五十年年度には六千五百萬トン、こういう数字を一応出しております。しかし、エネルギー需要の年々の増加傾向に対処いたしまして、この計画ももう少し早めなければならぬんじゃないか、かように考えておる次第でございます。

○阿具根登君 それは政府のエネルギー対策であつて、今後これだけの石炭としての熱量が要するだろうという対策を、これは言っておられるのであつて、私の聞いておるのは、今合理化法案で立案したあの計画でいつて、あれが完成した暁には、何千万トン出すつもりですかと聞いておるわけなんです。だからこのエネルギーの計画を聞いておるのでなくて、石炭の生産の政策を聞いておるのであります。

年度の計画なり、あるいは五十年年度の見通しにつきましても、合理化の基調をくずすことなくして生産規模を拡大していく場合、需要の増大に対処して、どれだけ生産できるかということとを、緻密に積み上げた数字のつもりでございます。従いまして、この三十五年なり五十年の数字は、一応本年度から続いていく計画だとおとり願ひたいのでございます。

○阿具根登君 そうすると納付金は四十三億あつたと、そうしてまあ百五億七千五百萬円の事業ができるのだと、こういうことになるわけですね。

○政府委員(讀岐喜八君) さようでございませぬ。

○阿具根登君 そうすると納付金は全然減免もなかつたと、こういうことを先ほど仰せられたと思うのです。そうするならば、これは一貫して出炭に依つて四十三億という金が取られてきたと思つておられますか。そういうことになつておられますが、政府の負担の率は何の率の率によつて非常に違つておられるわけですか。

○政府委員(讀岐喜八君) 政府の負担の率は、ものによつて非常に違つておられるわけですが、農地とか水道とか……、

○阿具根登君 それじゃ大臣に先に質問します。局長それじゃそれを調べて下さい。大臣忙しいようですから大臣の質問を先にします。大臣に御質問いたしたいと思つておられるのは、衆議院でもちよつと質問が出ておるようでございませぬが、石炭の需要が少し増して、

○政府委員(讀岐喜八君) 三十二年年度の計画も全部含めまして、事業量といつたしましては百五億七千五百二十七万でございます。そのうち国庫の補助が五十五億六千八百八十四万でございます。それから地方公共団体補助が

七億四千八百九十七万一千円、それから国庫の負担が千二百二十四万四千円、それから納付金でもって成り立つております特別会計の負担が四十三億七千七百一十千円、これは納付金でございませぬ。

○阿具根登君 そうすると納付金は四十三億あつたと、そうしてまあ百五億七千五百萬円の事業ができるのだと、こういうことになるわけですね。

○政府委員(讀岐喜八君) さようでございませぬ。

○阿具根登君 そうすると納付金は全然減免もなかつたと、こういうことを先ほど仰せられたと思うのです。そうするならば、これは一貫して出炭に依つて四十三億という金が取られてきたと思つておられますか。そういうことになつておられますが、政府の負担の率は何の率の率によつて非常に違つておられるわけですか。

○政府委員(讀岐喜八君) 政府の負担の率は、ものによつて非常に違つておられるわけですが、農地とか水道とか……、

○阿具根登君 それじゃ大臣に先に質問します。局長それじゃそれを調べて下さい。大臣忙しいようですから大臣の質問を先にします。大臣に御質問いたしたいと思つておられるのは、衆議院でもちよつと質問が出ておるようでございませぬが、石炭の需要が少し増して、

○政府委員(讀岐喜八君) 非常な技術的な問題でございます。法律上も大それた問題でございますので、私から申し上げます。盗掘の問題でございますが、全然鉱業権を持たないでいきなり山に行つて掘るといふ場合と、鉱業権を持って掘るといふ場合と、それが人の鉱区に掘り進むといふふうな場合とあるようにございます。これらの点につきま

で運搬するために、道路は非常な決壊をする。農民は非常な災難を受ける。それが一つ。それから、まあ最近も非常に石炭の需要が多いから、そうであると思うのですが、盗掘が非常に多い。そうして石炭を取つた跡を、私が見たところ等は、学童の通学道路がこれが五メートル以上も掘られておる。そうしてそれは放置してある。こういうことになつておるが、こういうのに対してどういふ対策を立てようと思つておられるのか。この鉱害の臨時鉱害法を適用するのかどうか。衆議院の方では適用しないといふことを言つておられるようですが、どうしてこの対策を立てていこうとされるのか、その点をお尋ねいたします。

○國務大臣(水田三喜男君) 今の洗炭問題については、その県で条例を作つて、それでいろいろ取締りを今までやつておられますが、それが非常に不十分なので、今のような問題が起るといふこととございますので、これをどうするかは今後研究したいと思つております。

○阿具根登君 今後研究する……今が一番大切なときなんです。盗掘の場合はどうです。盗掘した場合には、盗掘した人が鉱害に対する弁償の責任があるかどうか。

○政府委員(讀岐喜八君) 非常に技術的な問題でございます。法律上も大それた問題でございますので、私から申し上げます。盗掘の問題でございますが、全然鉱業権を持たないでいきなり山に行つて掘るといふ場合と、鉱業権を持って掘るといふ場合と、それが人の鉱区に掘り進むといふふうな場合とあるようにございます。これらの点につきま

しては、衆議院でも相当問題が出たところでございます。いずれもそれは鉱業権に基かないで鉱物を掘採取することになるわけでございます。鉱業法の適用はないのでございます。そこで、これは債権債務の関係から申しまして、一般の不法行為に基く債権債務にならざるを得ないので、解釈上そういうこととさせていただきます。従いまして、その鉱害を復旧するという場合におきましては、これは鉱害の復旧ではないので、不法行為に基く債権債務を請求すると、こういうことになる。こういうふうな説明した次第でございます。今もそれが間違いないと存じておる次第でございます。

○阿具根登君 被害者は、だれから加害を受けようとも、これは被害者は一人なんです。ところが加害者の方は盗掘であつた場合に賠償債権としては払わないと、こういうことになつてくれば、これは国が補償しない限り、被害者はまことにみじめなものになつてくる。そういう場合に被害者に対して、君たちが裁判をせよ、そういうことを言つたところで、被害者自身にはできるものではございません。その点についてはもう少しはっきりとした政府の見解で、そういうことができないように、被害者を守る措置を講じてやらなければならぬと思つておられますが、衆議院の議事録を讀んでみましたが、どうしておるわけでございますか、あまり衆議院で触れたやつには触れませんが、もう少し責任のあるところをお答え願ひたいと思つておられます。

○政府委員(讀岐喜八君) 法律問題といたしましては、鉱業法の適用の外に

なるということになりますれば、その被害はまことに、たゞいとお話しし通る被害者にとりましては、痛切な問題でございますが、これはどうにもしようのない問題でございます。これ以上は鉱業法上の立法の問題になるのじゃないかと存じます。たとえはポタ山にしまして、ポタ山がくずれて周囲の人に被害を与える、こういう場合には鉱害として律しますが、通常の山ですと、山地がくずれて、あるいはなだれがありまして、これは付近の人々に被害を与えた場合におきましては、もちろんこれは鉱害ではないわけです。そういうものと同様に扱わざるを得ない状況でございます。

そこで、盗炭の場合におきます罰則なり、あるいはその犯罪がいかなる犯罪を構成するかというような問題もござります。これは非常にめんどろな技術問題も多分にござりますが、たゞいまの御質問の御趣旨を考えてみまするに、新しく鉱業法として、そういう場合の救済の方法いかんという問題になるのでございまして、今後は立法の問題といたしまして、一つ十分研究さしていただきたいと思ひますが、現在のところは、いかんともいたし方ない、かようにお答えをするほかないと思ひます。

○阿具根登君 率直に、現在のところはいかんともすることができないとお答えになったから、私もそうだと思つて質問しておつたのですが、そうなる、いよいよそういうのがもうこういう公式の場所のできないのだと、いわゆるそういうことをした加害者に対しては、刑事裁判なり何なりあるでしょう。被害者の救済というものは何もない、こういうことが明らかになつたとい、なるならば、今でさえ泣いてる被害者は、何に頼つていいの。炭鉱地帯は御承知のように非常な暴力もござります。そうして被害を受けている人は善良なる市民です。こういう人たちに對する救済の措置は、現在の法律ではないのだというところがはっきりしてきません。ますますその人たちは頼るべきところを失つてしまふ。ないものがあると言われるよりも、ないと言われる方が正しいのであつて、私もないからこそ、こういう質問をしたのでございませぬから、本問題については早速一つ研究をしていただきたい、救済の方法を考へていただきたい、かように思ひます。これは大臣に特にお願い申し上げておきます。

○阿部竹松君 今まで石炭局長のお話を聞くと、五十五億を出したのですね、困庫から。そういうことでしょ。それであと一年間の法案というところになつておるけれども、私しろとでわかりませぬけれども、臨時石炭賦課復旧法とか何とか言つておるけれども、一年間ではおそろく解決しない、こういう前提に立つてちよつとお聞きしますがね、とにかく大東亞戦争だか、太平洋戦争だかは抜きとして、いづれにせよ、政府の石炭政策というものが全くむちゃくちゃだから、こういう問題が起る。近い例を引けば、人の名前を出しては大へん失礼ですけれども、水田さんの前の大臣は石橋さんで、その前が愛知さんでした。昭和二十八年に愛知さんはこういうことをおっしゃつておる。本年度の石炭は四千八百万トンが必要だと、当時の通常国会で、ところが三月もたないうち

に、実は四千六百万トンしか要らない、それから四千三百万トンになつて、いよいよ一年間が終ろうとしたときに、実は三千九百万トンしか要らないということをお聞きしたい。おっしゃつたことがあります。その次に通産大臣になつたのが、病になつてお休みになつておる方のことを私言いたくないんですが、石橋さんは大臣のときに四千九百万トンしか絶対必要ないんだ、政府が努力してあらゆる産業を振興しても、四千九百万トンしか必要ないと言つて石橋さんはおやめになつた。首相は何回も断言しましたよ。しかし、もう一年たてば今度は石炭がなさんだといふので、私の家までふる屋敷さんが来て、一つ何とかしてくれないかと言つてくるという現状です。ところが、今の石炭局長の阿具根さんへの答弁をお聞きすると、四十年になつたら何百万トン、五十年になつたら六千万トン、こういうことは信用できない。われわれが信用できないんですから、石炭経営者も労働者もあまりあなたのおっしゃるところを信用しておらない。ところが五千三百万トン掘つてくれ、いや五千五百五十万トンしか出ないと言つて、水田大臣も御折衝に苦勞をなすつておるんですが、そこは石炭政策として石炭経営者に出せと言われて拍車をかければ、これは出ないといふことはないんだが、一年たつたら、あなた方は実は要りませんでしたと言つたんでは、また首切り問題で労働組合と大げんかをしななければならぬ。こういうことで経営者はおつかひなびつて石炭を掘る熱意がない。だから政府は常時政府の力によつて三百万トンくらい買ひ置いて、そうして問題が

あつたときに出すというふうな、石炭政策について通産大臣どういふふうにお考えになつておるか、一つその点をまずお聞きしたいんです。

○國務大臣(水田三喜男君) 従来を振り返つてみますと、全くその通りだと思ひます。ちょうど今お話が出ましたから、愛知さんが四千七百万トンと言つたあとで、この石炭合理化法案が審議されたときに、これは当時の与党政府の間でも非常にこの問題で議論がござりました。こういう相談をやつておる間に、四千七百万トン要り用だといふ時がすぐ来ぬとそれが保証できるか、そうするとしたら、この合理化法案というものは、ほとんどそのときに實際に要らなくなるはせぬかといふ問題が、あの当時から議論されておつたんですが、しかし、いづれにせよ石炭業界というものを将来長期におつて安定させることだけはどうしても必要だ、だから将来をどういふ事態になつたらなつたように、それによつてさつきのお話のような乱雑とか、そういうことをしなくとも、一定の合理化のペースに沿つて適當に増産もできるし、減産もやつていけるような、やはり長期の安定対策としてのあつた法案が必要だ。従つてあの当時は石炭の需要が少かつたので、従つて石油の消費規正というふうな問題も問題になつていきましたが、しかし、将来そういうときになつたら、すぐに消費規正をまた置きかえるというふうな政策をとれば、しよつちゆうこの炭業界というものは不安にさらされるということになる。だから将来一定の合理化方針をきめたら、やはり大筋はそれに乘つてい

くということが安定をはかるゆゑんだといふので、所要量の見込みはともかくとしても、あつた法案が一応必要だといふ結論になつてあれができたんですが、今になつてみますと、全く當時予想しない方向に來てしまひました。私もからしましたら、石炭をここで大急ぎで増産対策を立てるよりも、實際には重油に転換というふうな方針をここでとつた方が、需給逼迫を緩和する上からは一番有効だといふ面もござりますが、これをやると、また従来この問題を繰り返しますので、それよりもやはり重油規正というものはおいて、そうして當時計画したこの合理化のペースの上で増産をやらせる、そうしてすぐに石油に置きかえるというふうなこの方針をここでやめて、着実にこれを伸ばしていくことがいいのだといふ方針を今とつて、なるだけ業界を不安にさせないことを考へておられますが、見込み違いだけを、これは何とも避けられない事態でして、わすか二、三年前と現在とでは、当時予想もしなかつたような状態が出ておりますが、これはもう何とも申し訳ないと思つておられます。

○阿部竹松君 ところで、私、その見込み違いを、愛知さんが、あるいは石橋さんが見通しが暗かつたとかなんぞといふことを責めようといふのではないのです。ただ、政府が二百五十万トンなり、三百万トンなり、コントロールする石炭を政府の力によつて置いて、石炭が多く出たときは政府が買つておく、足りないところはそのコントロールする石炭を政府が出すといふことになれば、とにかく足りないといふでちやちやに乱掘して、どんどん地がらが

下っていくというようなことはないと思うのです。今、御承知のように合理化法案によって、三十くらい売出したでしょう。それから、また七十くらい申請があるそうです。しかし、ふえていく方は売出した数よりとにかく多いのです。これは石炭局長知つての通りです。しかし、計画的に採炭をやっているのではないのですから、鉱山保安法も何もない。めちゃくちゃに、トラック一台と人間三十人くらい集めて石炭の乱掘をやつて、とにかくあと充填といものはやらぬ。九州の山へ行つてごらん下さい。とにかくボタ山というのがたくさんある。北海道も若干あるけれども、北海道にボタ山はない。坑内から掘った石炭を選炭したあとの石を、また坑内へ持つていって充填するのです。そうすれば地がらの変動もない。九州も、山の関係と、深さ、浅さはあるけれども、九州の方は全部出したやつを坑内に持つていかないから、どうしてもそういう変動がある。それは無計画で、景気がいいとつて石炭を掘る、悪いからといってストップする、これは政府が、自由主義経済ですから、社会党のわれわれの言うように、国管にしないといふことはあなた方に言いませんよ。しかしながら、三百万トンか四百万トンのコントロールする石炭を政府が買つて、不況時と好況時にうまく政府がやる、こういう方法をお考えにならないかどうかという事なんでしょう。

○國務大臣(水田三喜男君) それはこれから、今度若干不況というようなのが現われたときには、今度は考えなければならぬ政策だろうと考へていますが、ただいまのところでは、追われ

ておつて、余分に買つてこれをどうしようとするという状態ではございませんので、今はやはり、来年度、再来年度の大体需要の見通しによつて、着実な増産計画をやつていくという方に主力を注ぎまして、これが需要状態が狂つてきたというときから、今度は石炭のほんとうのそういう長期安定対策というものを考へなければならぬと思ひますので、そのときは、当然政府が、そういう、石炭を一定量買つておくというようなこともしなければならぬじゃないかと考へております。

○阿部竹松君 そうなると、大臣のお話は、私、口は悪いかもしれないけれども、やみ屋にひとしいのです。朝鮮事案のとき、とにかく石炭がどんどん売れたときに石炭をどんどん掘つて、やれ掘れ、それ掘れでやつたのだ、朝鮮事案がぱたりと終つたから炭鉱つぶれたのです。また、今度こういう事態になつたのです。あなた、また今度二、三年たつたらやりますよ。また、まただめにやりますよ。こういうときに、神武以来の景気だとかね、大鼓たいて宣伝しているときにやらないと、あなた、三年大臣やるか、四年大臣やるか、あなたは終生通産大臣をやつていただくかなければならぬ。こういうときにやらんで、今度できるという……、この場の答弁としてはけつこうだけれども、そういうことについてもう少し信念を持つて、通産大臣はこうやりますよというくらいのお考えの開陳があつてしかるべきだと思うのですがね。

のように非常に割つているときでございませぬので、そういう操作をしたりなにかして、そういう措置を考へる今余裕のないときでございませぬから、現在は問題にならぬと思つております。

○阿部竹松君 それでは違ふことでお伺ひしたいのですが、つまり、政府なり、加害者とあなた方は言つておりますが、石炭を掘つた人、そういう人たちが何億か金を出して、とにかく道路なり家なり水田なり畑なり、これを旧状に復する、この金は大体相当な額なんです。そこで筑豊の炭田などに金を投ずるよりも、長崎の島原と福岡の大牟田というところがありますね、あそこにも有明海というところがあります。あそこでも埋め立てた方が、あの筑豊のどまん中へ行つて鉱害復旧だなんといふことよりも、山から持つていって、はるかに安く、同じ十萬円出して一坪できるなら二坪できるのです。政府としてはどういふことを考へるのです。とにかくつぶれたところはどうしても守らなければならぬというのですか。それより、安くして日本の国土がふえることがあるという事でお考えは、そういう手を打とうという事でお考えは毛頭ないのですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 有明海の埋め立てとかいうようなものは、それは別個に農林省や建設省で計画しているものでございませぬ。私はそういう考えを持つてもいいのじゃないかと思つております。

○阿部竹松君 持つてもいいのでなく、農林省と建設省と大臣が進つても、あなた方少くとも自民党として、一本になつて、日本の国をどうするかという事ととにかくやられるんで

しょう。私は、通産大臣を責めないけれども、あなたは政調会長もやられたことがあつて、そういうことで一貫した政策が打ち出される。そうすれば筑豊のどまん中に、一坪百萬元もかかる場所があるらしいのです。だからその金を持つていって、そんなところは放棄しても私はいと思ふ。道路とか家はやむを得ないけれども、一坪百萬元かける金があつたら、有明海へ行つたら三十坪もできるわけです。そういうことで、やはり斬新な政策をやつてもらわなければ、もとの、旧態依然として、これは守らなければならぬといふよりも、一坪ふやすよりも、三坪ふやすという方がいいと思ふのですが、これは建設大臣に聞いて……。

○國務大臣(水田三喜男君) そういうことじゃないのです。今の鉱害とは無関係に、日本の干拓とか埋め立て工事といふものは、今の鉱害と関係なしに、政府が計画的に現在やつておられる、今お話しした地点は、建設省、農林省が早くから計画してやつていられるのでございませぬが、私の申しましたのは、そうじゃなくて、そういう一般的な計画でやるのじゃなくて、今あなたのおっしゃる通りに、鉱害と関係しても、特別金のかかる地域に金を注ぐのなら、それだけの金をそういうところに投じてやるのがいいのじゃないかと私自身が考へると言つたのでございませぬ、私は賛成です。

○阿部竹松君 ただ、それは計画といふけれども、それは机上プランであつて、全然実施も何もされてないのです。ですから、それは管轄は違ふかもしれませんが、財布といふ

ものは大蔵省といふところで、日本政府が一つなんですからね。それは、出先は違つたとしても、財布が一つなんですから、要は予算がないわけですね。そうして、またつぶれた土地を持つていける人に、それは有明海でやりませぬと云つたら、一坪つぶれたらお前のところはがまんせぬ。そのかわり、こちらで三坪やりますよという方法で、通産大臣個人の意見でなく、政府としてあなたがどうなされますかといふことなんです。

○國務大臣(水田三喜男君) 全国各地に、そういう干拓計画を立てて促進すれば、非常にいい場所が現在ございませぬので、これを予算的に促進するためには、従来の予算のつけ方じゃなくて、別の構想を持つ必要がある。どういふことだから、今度こういう問題は特別会計を作つて、そうしてそこで借入金ができるという形で、全国計画地点の促進もやろうじゃないかといふ話に、今度は政府がきめたことなので、この特別会計の設定といふことによつて、こういう工事は今後相当進むだろうと考へております。

○島清君 ただいまの阿具根委員と阿部委員の質問に関連して、質問をしたと思ひますが、今通産大臣が、附炭の余つた場合には、政府が買い上げると、そういう不足した場合に操作をする、そういうことを考へてもいいんじゃないかといふような御発言でございませぬが、非常に私は自民党の選出の大臣としては、特にまた水田通産大臣としては、政調会長をお務めになられた大臣といたしましては、非常に私には重要な御発言を、意義ある御発言を拜聴したと、実は喜んでおります。と

申し上げざるものは、自民党の内閣に
より計画性がなくなつた、その計画性
がないゆゑに、業者と国民が非常に迷
惑をしてきたのです。その迷惑を避け
て、そして国家の産業機構を順調に発
展させ、国民の生活を安定せしめてい
くには、どうしても自由放任ではな
くして、国家の意思の作用というもの
が相当強く働かなければならないとい
うことは、年来の私たちの主張でござ
いました。そこで、過去の石炭の行政
を見ましても、今両君から御指摘にな
りました通り、国民と業者が非常に迷
惑をしてきた。そこで今日は、石炭が
足りないで大いに掘らなければならな
いということだけれども、将来もし
困つた場合には、やはり国家の施策と
してそういうことを考える必要が起つ
てくるということは、御承知の通りア
メリカにおきましては、農産物が余り
ますれば、国家が買い上げて、そして
それに何かひもをつけて売出ししてい
るのです。そういうようなことを当然
やらなければならぬと思つたのです。
そこで、石炭と関連をいたしまして私
がここでお聞きしたいことは、輸出景
気から設備景気になりました、それか
ら今でも設備の投資がなされておるわ
けなんです、しかしながら、アメリ
カあたりでは、すでにもう景気は頂点
に来ておるといふので、ゼネラル・モ
ーターあたりは、計画をしておりまし
た設備拡大を中止しておるといふこ
とです。アメリカあたりならば御承知
の通り、やはり住宅の建設状況も非常
に憂慮されておる。自動車の売れ行き
においてはその通りだとわれわれまし
て、相当この夏を頂点にして下り坂に
なるんじゃないかと学者は観測をして

おるようです。そこでその影響が日本
にこれは及んでくるわけですが、そう
なりますると業界においても、これは
やはり設備投資に対して相当こちらで
足踏みという問題が起つてくるわけ
ですが、そういったような客観情勢の中
においても、政府は今のような情勢を
持つて、そして石炭の合理化をはかる
と同時に、設備を拡大して、それ
から増産をはかつていかなければなら
ない、こういうような方針を強力に
推し進めていかれる考えであるのかど
うかお聞きしたいのが一点。そして私
が今通産大臣に非常におほめの言葉を
差し上げましたように、そうなりまし
て、かりに石炭がそういうふうに進め
ていった結果、石炭が余りました場合
に、ほんとうにこの余つた石炭を政府
が買い上げて、そして業者にも、国民
にも迷惑を及ぼさないというような、
国家的にそういうふうな統制といひ
ましようか、計画といひましようか、
そういう施策をほんとうに断行される
だけの決意と、そしてそういうことは
閣議なり、あるいは自民党の政調会あ
たりにも出たことのある話で、もし
大臣はそういう御答弁をなされたか
どうか、この二点について明確にして
いただきたい、こう思つたのです。

○國務大臣(水田三喜男君) 石炭の不
況という時代が来たときには、今言つ
たような方策もとらなければならぬだ
らうとこれは考えています。以前から
そういう話が出ておりますが、湯水の
ときには電力会社は緊急の配炭まで要
請しておる。しかし湯水のときには、
一たん契約したものでキャンセルす
るといふようなことを従来やつており
ましたが、まずこういう点から改めさ
せて、豊水であるときでも、一定数量
は全部石炭を買わせて、これを貯炭さ
せておくといふような措置をやるべき
じゃないかといふような話は今までも
しばしば出ておつて、実際にはあまり
やられていなかつたこととございま
すので、今度そういう不況といふよう
な傾向が見えたといふときには、政府自
身が買うことも考えますし、その前に
まず大口の需要家に一定の量をみな貯
炭させるといふ行政的指導をするとい
うことも、有効な手段だらうと思つて
おりますので、この次にそういう傾向
が見られたときには、私どもは万全の
策をとりたいと思つております。

それから経済の動向についてです
が、これはアメリカの方向がただいま
のようなことでありまして、私も私ども
は一時的な現象と見ておりまして、来
年度の上半期あたりからは、また米
経済は活況を呈するだらうという見方
があらゆる方面で行われておりますの
で、一時的なことだから、あるいは日本
の投資事業についても、ことしの下半
期に来て若干鈍化するといふ傾向は見
られるかもしれないと思つておるま
が、世界経済の大体の方向に従いま
して、現在の基調がくずれないことは
ない。こゝしばらく毎年予定通りの、や
はり経済拡大といふものが行われてい
くだらう、特に日本におきましては、
まだこゝろが頭打ちだといふ徴候はご
ざいませんで、今後当分、今予想して
おる何%といふ拡大率が、かりに若干
減ることがあつても、日本の経済の方
向といふものは、今後ずっと一定の調
子で伸びていくといふことを私どもは
予想しておりますので、従つて石炭に
おきましてはこの画一的な、着実な増
産対策といふようなものは、今後積極
的に推進していく、こういう考えでご
ざいます。

○阿具根登君 大臣は非常にお忙しい
ようでありまして、簡単に大臣に今
のことに関連してですが、法律案が出
るときには、あるいは政府の政策を聞く
ときには、これはそういう答弁です、
いつも、蒸し返すようですけれども、
合理化法案のときも逆に答弁をされて
おつた。今答弁される場合に、この前
も質問いたしました、急に不況にな
るといふことはないので、今まで石炭
言つておられるけれども、今まで石炭
ほど起伏のあつたものはないことは、
今も同僚議員の御指摘の通りでござ
います、湯水準備金が準備されておる
くらいであるならば、余つたときには
それを貯炭するくらいのこと、政府
が考えてやるべきじゃないか。そうし
て労使とも安心してこの石炭と取つ組
んでいられるようにしなければ、今そ
れやこれやでやつておる人たちも、労
使ともに、また余る時期が来るぞ、石
炭にはいつもピークがある、こういう
不安な念で私はやつておると思つた
が、そういう考えがあるかないか。

それから、急いで質問いたします
が、この特鉱が一年延びますと、来年
の四月一日でこれはなくなりますが、
そうしますと、トン当り三十円ある
は十五円の納付金もこれでなくなるわ
けです。局長の話を聞いておりました
でも、大体銀行の方で年間十二億ぐら
いでとんとんでやつておる、こういう
ことを言われますが、机上で数字を合
せればそうなりますけれども、たとえ
ば山口、佐賀、長崎、福岡等に行つて
ごらんになるならば、特に局長は福岡

におられましたから御承知のように、
これはみじめな鉱害です。そうならば
今の臨鉱では私は追いつかないと思
う。鉱害の何%かをやつていただけだ、
数字で書けばそうなる。特鉱の場合も
百億の金を出しておられますけれども
も、それは百億の金があつたから百億
分の鉱害を復旧しただけであつて、完
全であるとは私は思つておらない。
で、そうなるならばこの四月一日以降
に臨鉱法でこれを見らるということに
なつても、納付金といふものはもう入
つてこないと思つた。そういう場合に
それでいいかどうか。やはり臨鉱の方
に、今までは完全にいいか、
ら、特鉱なら特鉱がなくなつたこの際
に、そういう制度をまだ設けられる考
えがあるかどうか、これが二点。

それからもう一つは、復旧計画の際
には鉱業権者の同意が要るわけなんで
すね。そうすると被害者は何にも知ら
ない間に自分の下を掘られて、そうし
てさんざんな目にあわされて、これは
加害者がそれを決定する権限があるん
だ、こうなつてくれば、生産をしてお
る人が被害を受けた上に、自分たちの被
害に対する発言権、決定権といふもの
が非常に少い。だからこれはそういう
ことでなくして、中立的なりつぱな
方々を機関に置いて、そういう機関で決
定をするといふようなことを考えてお
られないかどうか。鉱業権者の同意を
得なければいけないといふことでなく
して、中立のりつぱな方々がきめる権
限を持つておる機関を作る意思はない
かどうか。この三点について大臣に御
質問申し上げます。

○國務大臣(水田三喜男君) 最初の問
題、これは貯炭義務を負わせるくらい

の措置をとっていいと思います。

その次の、今後引き続きどうい
う対策を考へるかという問題ですが、現
在のところは、まだ考へておりませ
ん。これは今後考へる必要があろうか
と思ひます。その次の問題は、局長か
らお答え申し上げます。

○政府委員(讀波兼人君) 特設の法律
が有効期間が切れた後をどうするかと
いう問題であります。私も大体現
在の鉅害の発生量は年に十二億程度と
いうように考へております。それで本
年度の予算措置で申しますと、臨賑の
復旧の量は十二、三億、こういうこと
になります。で、本年度としましては
発生量と復旧量とは大体マッチしてし
まうという事です。これは予算の問題
でございまして、予算をふやしさえ
すれば、どんな仕事ができるわけ
あります。今日までは特設と臨賑と
合せて二十億の仕事をやつてきてお
ります。本年度も十二、三億の臨賑の
仕事と、特設の仕事の残りを合せまし
て、十七、八億になります。大体今日
までやつてきたケースで三十二年度も
やつていくことになると思ひま
す。三十三年度以降はうんと予算を計
上いたしまして、臨賑でやる仕事の特
設と臨賑と合せたよりもオーバーする
ように、つまり今日までたまつており
ます鉅害を毎年々々借金を返すように
なくしていくように努力していき
たい、かように考へておる次第でござ
います。

それから鉅害復旧事業団が復旧基本
計画を立てる場合に、鉅害権者の同意
を要する、こういう問題でございま
す。これはまた、復旧基本計画に基
きまして実施計画を作るときに、被害者

の同意をやはり要することになつてお
ります。結局双方の同意を要するとい
うのが、今日までの法律の建前から申
しましてやむを得ない。で、鉅害権者
も被害者も、この復旧計画というもの
はみずからの同意なくしてはできない
のだ、こういう仕組みになつておるの
でございまして。現在のところはいたし
方がないわけでございます。将来の問
題といたしまして、こういう場合に中
立機関でやつてしまつたらどうか、こ
ういう御意見でございしますが、この点
につきましましては、法律上相当問題があ
るのじやないかというように考へられ
ますので、今後十分研究さしていただ
きたいと思つてございまして、目下
のところは双方の同意を得て円満に仕
事を進めていく考へで、鉅害権者の同
意しない、あるいは被害者が同意しな
いという場合におきましては、できる
だけ同意してもらつたように、われわれ
行政に携はる者が双方の間に立ちまし
て、十分復旧の実が上りますように万
遺憾なきを期したい、かように考へて
おる次第でございまして。

○阿具根登君 大臣がおられないよう
でありますから、少し具体的になりま
すが、ただいまの御説明で聞いており
ますと、政府の方が納得させるように
やるのだということでございますが、
政府の機構を見ますと、この鉅害
問題に対して中央で三十五名、地方で
七十名、こういうことを御答弁になつ
ておるようでございます。そういう
まして、しかもその中に専門家の方は
ごくわずかである。そうして行き詰
れば大学の先生にお尋ねに行つておられ
る、こういうことが実態であろうかと
思ひます。そうしますとこれは大企業

で石炭をやつておるところには、それ
に数倍する機構を持つておるのです。
そうすると政府が考へておるようには
いかなない。たとへば鉅害の測量をや
る場合でも、政府が考へてやつておら
れる以上の機構を経営者側は持つてお
ります。そうしてより以上の技術を持
つておる、だからそれをくつがえす
ことはできない。だから被害者に対し
てのみ納得をさせるような態度に出
ていくのじやないか、こういうように思
うのですが、そういう点についての不
備はないのですか。

○政府委員(讀波兼人君) われわれの
職員の構成なり、定員の問題でござ
いしますが、非常に足らざるを憂へてお
るわけでございますが、また、御指摘の
ように業界におきましては相当専門家
が多数におられます。その勢力に負
けるのじやないか、こういう考へえの
ようでございますが、われわれ役人は
常に厳正中立の立場で、双方の納得の
いくような処置をとつて参りたい。こ
ういうことで今日まで、こればかりは
一貫した精神で貫いておるつもりで
ございまして。しかし、足りない点は今後
十分努力いたしまして、われわれの職
員なり、専門家の数をふやすことに努
力いたしたいと思ひます。衆議院でも
問題になつたことでございますが、鉅
害の認否という問題は、實際その技術
上の問題と、感情の問題といふいろ
ございまして、技術的な問題につきま
しては今後研究を要するものが相当あ
るようでございます。私技術の詳しいこ
とにつきましましては必ずしも十分存じ
ていないわけじやないかと考へてござ
います。世界的な技術の水準からみま
して、鉅害については今後相当研究を要する問
題がある。そこで研究を要する問題に
つきましては、通産省の部内におきま
しては工業技術院の協力を得まして、
またそれで足りない場合は、九州大学
等の専門家の御協力を得まして何と
かやつていこう。こういうことでござ
いまして、御指摘のような非常に不備な
点はあるかと思ひますが、これはおほ
いにおい改善いたしまして、しかし精神
は厳正中立でやつて参りたい。かよう
に考へておる次第でございまして。

○委員(松澤兼人君) 速記をとめ
て。
〔速記中止〕
○委員(松澤兼人君) 速記をつけ
て。
それでは暫時休憩いたします。
午後零時十二分休憩
午後二時十分開会

○委員長(松澤兼人君) 午前につき統
一、委員会を再開いたします。引き統
一、特別鉅害復旧臨時措置法の一部を
改正する法律案、臨時石炭鉅害復旧法
の一部を改正する法律案を一括して議
題といたします。

○阿具根登君 午前につき統
一、委員会を再開いたします。引き統
一、特別鉅害復旧臨時措置法の一部を
改正する法律案、臨時石炭鉅害復旧法
の一部を改正する法律案を一括して議
題といたします。

○阿具根登君 午前につき統
一、委員会を再開いたします。引き統
一、特別鉅害復旧臨時措置法の一部を
改正する法律案、臨時石炭鉅害復旧法
の一部を改正する法律案を一括して議
題といたします。

○阿具根登君 午前につき統
一、委員会を再開いたします。引き統
一、特別鉅害復旧臨時措置法の一部を
改正する法律案、臨時石炭鉅害復旧法
の一部を改正する法律案を一括して議
題といたします。

表れてくる被害というものは、非常に
今までもより範囲が広がつてくる。
こういう点を考へる場合に、十二億が
そのまま続くというふうな考へえは甘
いのではないかと、こういうのが第一、それ
から、その被害を見る場合に、現在の
範囲をどのように見ておるか、角度で
ございまして。そういう点について、
局長の御答弁をお願いいたします。

○政府委員(讀波兼人君) 採掘場所が
深部に移行しますと、それから、それ
から今後の出炭がだんだんと増加して
参るといふことから、将来発生する鉅
害の量、従つて増加するであろうと
いうことにつきましては、私どもも全
くの同意見でございまして、おそらくそ
うなるであろうと存するのでありま
す。衆議院で私が御説明申し上げまし
たのは、大体今日までの出炭ペースか
ら見まして、毎年十二億程度の鉅害が
発生しておるといふことを申し上げま
した。たまたま本年度、昭和三十三年
度の復旧計画が十二、三億になりまし
た。三十二年度においては、ほとんど
ございまして申し上げたのでござい
ますが、将来このペースで行くのだと
いうことは、一つも申し上げてないの
で、むしろ将来特別鉅害の復旧事業が
終りますから、だんだんとふやしてい
けるはずだといふことを信じておりま
して、ですから将来におきましては、
発生する鉅害の量もふえましようが、
復旧の方がさらに増加いたしました。お
おおいにお尋ねのたまたまございまして、
理がわかる見込みでございまして。こ
ういふようにお答えしたつもりであるわ
けでございまして。

それから角度の問題は、一応鉅害で
あるかないか、認否の場合に、大体破

断角で六十度とか五十度とかいうこと
を申し上げておられますが、それはその
角度で見まして、地表に現れたもの
が、どこの炭鉱の採掘に基く結果であ
るかということを判断するのでござい
まして、これにつきましては、その場
合々によりまして、具体的にきめて
いるはずでございまして、原則とし
まして、五十度ないし六十度の角度で
もって見ておる。こういうことでござ
います。

○阿具根登君 五十度ないし六十度の
角度で見えらるるということござ
います。それが、坑内を採掘しておる場合
に、それ以外のそういう現象があるこ
とがあるかどうか。

○政府委員(讃岐喜八君) それ以外に
ある場合があるわけでございます。そ
ういふ場合には、非常にむずかしい問
題が起る。たとえば地下の水を汲み出
したために、地表に非常に大きな範囲
に陥没が起るといふような場合がある
ようでありまして、これらの問題につ
きましては、非常にむずかしい問題が
起りますので、主として九州地方にお
きまして九州大学の先生方の御協力を
得ましてその判断に当たっておる、こ
ういふことでございます。

○阿具根登君 ちょっと技術的な問題
になりませんが、たゞいまのは非常に何
か合わないと思ふのです。炭鉱を掘
った周辺の水がなくなるのが、これ
は常識なんです。だから水を吸い上げ
て陥没したといふようなところは、お
そらくその付近に炭鉱を掘っているこ
とは考えられん、こういうようになる
わけなんです。炭鉱を掘っていき
ば、周辺の水は少くなるのが常識なん
です。鉄内を掘っているんですから

ね。だからまあその付近でどこか水を
吸い上げたから陥没したといふこと
は、ほとんどあり得んのかという
か、そういうのはほとんど坑外ではな
いか、こういうふうに見えないだろ
うかと思ふのですが、それは違ふので
か。

○政府委員(讃岐喜八君) 非常にむず
かしい問題でございまして、私だけの
御答弁では御満足いかんのではない
かと思ふのですが、そういう場合に
おきまして、常識上そういうことが
想定されるといふ場合におきまして
も、地下の水の流れと申しますか、こ
ういふものには非常に特別な事情があ
るようございまして、突然水が出て
きたり、あるいは突然に水がなくなつ
たり、そういうことがその山だけの採
掘に基くものか、あるいはその周辺の
多くの山の採掘に基くものか、これは
非常にむずかしい問題が起る。その
ボーダー・ラインにつきましては、非
常にこれはむずかしい問題でござい
ますから、工業技術院なりあるいは大
学の先生方の御判断を待っておるこ
とが実情だ、こういうところござい
ます。

○阿具根登君 質問の要旨を変えまし
て、賠償費として標準炭価にトン当り
六十三元を見込んでおるといふこと
を発表されておる。標準炭価は四千二
七円である。これは合理化法案がで
くるときに、政府が石炭の高騰を防ぐた
めに、標準炭価を定めるのだというこ
とが決定されておったと思ふます。そ
うしますならば、権威ある通産省が標準
炭価を決定したのであるから、その標
準炭価で石炭は売買されなければなら
ない。かように思いますが、現在その

標準炭価で売買されておるかどうか。
また、実際に炭価がそうでなくなった
場合には、標準炭価そのものを変えな
ければならないか、そういう場合にも
六十三円というのに固執されるのか、
率でいられるのか、この点御質問申
上げます。

○政府委員(讃岐喜八君) この標準炭
価の中に見ておられますが、御質問で
ございまして、トン当り六十三円とい
うのは、ただいまのお話の通りでござ
います。そこで、これは現在までの実績
に基きまして、トン当りに算出して、
この標準炭価の平均生産費の計算に算
入したわけでございます。これはそ
の年の数字としては固定したものだ、
こういうふうにお考え願ひしておい
たさうだろ、と思ふます。それから四
千二百七十七円、これはそれより高い
か、これは御意見のようでございま
す。私どもの手元にある調査によら
ずと、たとえば、国鉄とか鉄鋼、電
力、ガス等の大口の値段につきまして
は、これは実際に、その数字の具体的
なものにはつきりとかめない事情に
ございまして、たとえば、国鉄におき
ましては、上期五十円、下期には百
円、鉄鋼では、上期に二百円、下期に
三百円、電力は上期に百円から百五十
円、下期には二百五十円から四百円、
こういうことになっておられます。こ
ういふことになっておられます。こ
れら大口の取引は、昔の非常な不況時
代に非常に安く売っておりました。そ
れが一年間に五千円とか百円とかとい
う程度の値上げしか今日まで実現いた
しておりません。これら大口の需要家
の買っておられます石炭の値段とい
うのは、大体標準炭価以下だといふ

にわれわれは了解いたしておきます。
実際に、その衝にある需要家の話を聞
いてみても、標準炭価まではとても買
えませんが、こういうことを言ってお
るようでございます。問題は、それは確
かだと存じます。問題になりますのは、
むしろ大口の需要家でないに、
むしろ小口の需要家に高い値段がある
のじゃないか、こういう御質問の趣旨
じゃないかと存じますが、炭価の問題
につきましては、先般大臣の所に、業
界の代表、中小工業の代表に來て
ございまして、標準炭価もあること
でございます、非常な高い値段で売
ることを、大臣から業界に要望して
ございまして、それから、それに基づ
いて、また私の所に、石炭商社だとか
同業の代表の方も越し願ひしまして、
大臣から業界に対してこういう要望
があったといふことを伝え、そういう
常識な値段で売ることがないように業
界を指導していただきたいということ
を、業界に十分警告いたしておら
る、また実際に、二月の下旬ござ
いまして、石炭局の職員を消費地であ
ります名古屋及び大阪地区に派遣い
たしまして、中小企業あるいは中小の石
炭商社に調べている価格の状況につ
きまして実際に調べて参りましたが、
おおむね、その標準炭価の一割、一割
以内のところ、一割近く上回っており
ます。一割以内のところを取引され
ているという実情を報告を受けており
ます。おそれ、世間で言われる
ほど高い値段で取引されているとい
う事実はないのか、おそれ、むしろ人
間のことでございまして、例外はあ
り得ると思ふますが、例外はきわめて

少いのではないか、そういう意味にお
きまして、かつての朝鮮動乱ブームの
時代のころに比べてまして、石炭業界も
相当自粛している、かように私ども考
えておるような次第でございます。例
外はあり得るかと思ふますが、きわめ
て少い例外じゃないかと存じます。

○阿具根登君 私は、局長も相当調査
されておるから、まあ権威ある数字だ
と思ってお聞きいたしますが、今言われ
た答弁が例外的じゃないかと私は思
うのです。私も名古屋地区に参りま
して、そうして需要家の方に聞いてみ
ましたが、朝鮮動乱ブームのようにカ
ローリーと九十五銭から九十七、八
銭になっておると、そうしますと、政
府が考えておる四千二百七十七円とい
うものよりもはるかに上になってお
る。これは基礎産業であるし、動力
でございますので、国鉄とか、ある
いは電気、ガス等が主でございます
が、これを家庭に使っておる小需要家
、個人の需要家の方々の問題を見て
みますと、われわれが家庭にたくや
つは大体一万二千元、局長もおた
きに買ひなれば五キロ俵が六百円、
一万二千元、こういうことが市民の
生活を直接脅かしておるのに、政
府の方では、四千二百七十七円が
大体守られておる。もう一つは、
上つても一割、こういうことでは
ないかと。私がたずねたのは、た
しか中部火力発電所だったかと思
ふ。他の中小企業を見て回ります
と、お聞きしたのは、全部九十五銭
から九十七銭、こういうことを言
うておるんですが、局長も、人を
使つて、

機構を使ってお調べになっておるよう
でございますが、その点についてどう
いうふうにお考えになっております
か。私どもは、実際自分で行って見て
来たわけですが。

○政府委員(渡辺喜八君) 炭価の問題
は、まず標準炭価では六千二百カ
ロリーの粉炭、しかも山元のレール渡
しと申しますか、そういう値段でござ
います。そこで、実際に市場で買われ
る炭は、粉炭ばかりじゃございませ
ん、六千二百カロリーの炭ばかりじゃ
ございませぬ。これは、公式的な格差
と申しますか、メリットによってその
石炭の値段がきまるわけでございます
が、六千二百カロリーの炭の場合
合を考えてみますと、大体標準炭価が
カロリーで六十五錢ぐらいだと思いま
す。そこで、それから九州炭あるいは
北海道炭を東京なり大阪なり何なり
持って参りますのに、相当運賃がかか
ります。その運賃をプラスしまして、さ
らに商社の扱いの手数料がプラスされ
ます。そういうプラスをしました場合
に、何ほどあれば大体山元で粉炭でオ
ン・レール渡しの標準炭価になるかと
申しますと、大体名古屋地区ではカ
ロリー当り九十四、五錢になるじやない
か。それで、それに一割ふえまして、
一円ないし一円五錢というのが相場に
なっております。これ以上オーバーし
たものは標準炭価を一割オーバーした
ものだ、こういうふうにおわれれば考
えておるわけでありませぬ。実際に輸送
にかかる費用なり、また販売業者の取
ります手数料は、これはやむを得ない
ものだと考えるわけでございます。な
お、ふる用炭等につきましては、ただ
いま御指摘がございましたが、常磐の例

で考えてみますと、最近におきまし
て、非常に石炭の需給が逼迫しまし
て、こういう関係から、需要家に迷惑
をかけるために、普通ならば鉄道で
運ばれるものを、自動車で運ぶ、ある
いはまた、北海道炭でも、普通なら
ば、東京へ来まして需要家の倉庫まで
直接つけられるものを、一たん陸揚げ
しまして、その船に積んでおりました
荷物を何分の一かに分けまして、それ
からトラックで輸送する、こういうよ
うな事情が最近においては出ておるの
でございます。また、常磐の山元で貨
車を得られないために、福島の小名浜
までトラックで持って行きてまして、そ
こから鉄道で東京まで持って来た、こ
ういうような例がございませぬ。たと
えば常磐からトラックで東京まで持
て参りますと、鉄道ならば五百円程度で
済むものが、トラックですと千五百円
ぐらいかかる。あるいは東京の港で揚
げなくていいものを揚げて、それから
トラックで運ぶためにトン当り五百円
以上かかると、こういうような事情が
出ておりますので、ただいま申し上げ
ましたのは、これは通常の状態におい
て、通常の輸送機関で消費者の手に渡
る場合を申し上げたのでございませ
ぬ。そういうような需給の逼迫のため
に、特別に需要家の便宜をはかるため
にかかった経費は、これも現在まで
の、最近の状況としてはやむを得ない
のではないかと、かように考えておる次
第でございます。

○阿部竹松君 保安局長がお見えに
なつたようですから、一つ二つお伺
いしたいのですが、保安局長は九州で
すね、通産局におられたかどうかわか
りませぬけれども、御承知の通り、九

州の筑豊へ、長崎とか佐賀へ行つて
も、山によって違いますけれども、と
にかく石炭一トン掘るためには、石一
トン掘っているわけですが、坑内から
従って石炭一トン掘るためには石十
トン出てくるというふうなことで、そ
らじゅうピラミッドのような山が九州
全土の炭鉱地帯にあるのです。そのズ
レを九州ではボタと言っておるのです
が、その坑内から掘った石をふたたび
坑内に持って行って、そうして充填を
すれば、坑内は絶対に危険ではないし、
あるいは田地畑畑をつぶして、そして
ボタ山などはできない。あるいはまた
坑内を充填することによって、今申し
上げたように危険でないと同時に、こ
ういう鉱害などというものは起きな
いのです。片一方は膨大なボタ山が
上つて土地をつぶしている、片一方は
沈下しておる、それによって坑内が危
険であるというふうな、ばかげたこ
とをやつておるのですが、これは保安局
長どうお考えになるのですか。

○政府委員(小岩井康嗣君) ただいま
のお話は非常にむずかしい問題でござ
いまして、現在の技術、現在の石炭備
格、これらを考えますと、大体中から
石炭と一緒にボタを出しまして、それ
を分けて石炭を取りまして、その分け
たあとを捨てる以外には現在のところ
はないのであります。これは日本ほか
にはなしに、諸外国にすれば、この
ボタを坑内に充填している所は、まず
私どもあまり聞いていないのでござ
います。しかし、日本でも特に端島のご
ときは炭がよくて、しかも採掘する炭
が全部石炭でありまして、ボタがない
という所は……しかもまた海底炭鉱
である、こういう事情の所は、やむを

得ず坑外から一部ボタを搬入しまして
充填に当てる所がございませぬけれ
ども、まあ一般論としては、私は
現在のところは無理ではなからうかと
いうふうにお考えしております。

○阿部竹松君 保安局長、それは御冗
談でしょう。二十年前から北海道にお
いては坑内のズレを選炭して、とにか
く石炭を取ったあとを坑内に運んで、
そうして充填しておるのです。二十年
たった今日、今の技術でだめだとい
うことは、あなたがきのうやきよう初め
て保安局長になったのであればいざ知
らず、そういうことはこれは全然ない
のです。従つて北海道の場合は、これ
はもちろんな地形も違ひますし、坑内の
深度も違ひます。しかし、坑内から
出たズレを坑内に埋めることによ
つて、浅い炭坑といえども陥没が起き
ない。おそらく一度ごろんになったらわ
かるのです。二十年前からやつてお
いて、おそろく一度ごろんになったらわ
かるのです。確かに経済力から言えは充填をし
ないで、石は野放しにして、石炭は汽
車に積むという方がいいかもしませ
んけれども、とにかくこういふ膨大な
鉱害の費用を政府なり、あなた方が加
へなければ、これはとても問題になら
ぬです。その点はいかがですか。

○政府委員(小岩井康嗣君) これは私
の説明が少し足りなかつたと思いま
す。このボタの問題は非常にむずかし
い問題でありまして、採掘する炭層が
ほとんどボタがないような炭層の場合
には、比較的そのボタの問題が少い
であります。場合によりましては坑
道の岩石をくずしまして一部充填す
るというふうな所もございませぬ。しか
し、特に悪い山ですと、ただいまのお話
のように石炭一トン出すよりもボタが
一トンを上出る山が相当たくさんござ
います。これらは、一トンを上出す山
ですと、坑内に充填するとおっしゃつ
ても、残りが出てくるわけでありま
して、いずれ坑外に搬出するボタとい
うものは当然出てくるのです。これを坑
内に全部埋めろというお話でございま
すが、埋めることは非常にけつこうで
ありますけれども、最近御承知のよう
に鉄柱カッベというものが非常に広範
圍に普及されております。この鉄柱
カッベを使いますと充填はほとんどや
りませぬ。鉄柱カッベの所は全部無充
填でやつておるのであります。そうし
て、これが進むごとに跡をばらしまし
て、跡ばらしというものを完全にや
つておきます。当然従来やられてお
るばらしという方法で操業されてお
りまして、この方がずっと安全にい
くわけでありませぬ。これは御説明しま
すと非常に長くなりますので、一応鉄柱
カッベ使用の山は充填なしでやつて差
しつかえないという一応の理屈の理論
が立つておりますので、そういう方法
をとつておるわけでありませぬ。

○阿部竹松君 ですからそういうよう
なことで切羽を進行させることによ
つて能率は上るけれども、あなたが御承
知の通り一日に二人半くらい犠牲者が
出るのであります。充填しないから、そう
して坑外でボタを積んで、ボタ山の処
置はおそらく監督不十分だから、ボタ
山がくずれて家を倒したり、あるいは
家の中へおつた人が犠牲になるという
ことなんでしょう。ですからそういうこ
とについては保安局長は、鉱害というの
は沈下することも鉱害だけれども、
このボタ山の処置についてやはりどう

するということもお考えでしようし、あるいは鉱害で、これは三井とか三菱住友とかいって掘った人がわかる所はよろしいけれども、昔十年、十五年前に掘って、今、採掘した人がどなたかわからないという場合には、これはどうということにするのですか。

○政府委員(小岩井康朗君) たいいまの御質問は、鉱業権者がわからないボク山をどう監督しているかというふうな御質問と思えますが、私も一応言い逃れのようにありますが、私も一応

鉱業権のない山は対象にできないことになっておりますので、鉱業権者がはっきりわかるものについては監督をいたしております。しかし、鉱業権者の不明瞭なものにつきましては監督、いわゆる特にボク山の点につきましては、もちろん相当な数がございますが、これがくずれて川に流れ込んだり、それから鉱害を起しておるといふ実情は承知いたしております。しかし、これらの点につきましては、現在のところは特に一番問題の多いのは福岡県でありまして、福岡県につきましては、現在少し方向としては無理かとも存ぜられませぬけれども、臨時鉱害いわゆる臨鉱の方で多少で得るものは、めんどうを見ていっておるといふような実情でございます。

○阿部竹松君 それから合理化法案によって買上げた山ですね。それが直ちに沈下するということがないにしても、あるいは来年、あるいはその次の年というように沈下した場合、それはどこの責任……、一体そういう点どうということになるのですか。

○政府委員(讀岐喜八君) 合理化法によります買って買上げた山が、将来鉱害を起す、こういう場合の処置でございますが、整備事業団といたしましては、安定鉱害を片づけた上で、不安定鉱害及び未発生鉱害は、それはその部分だけは整備事業団が買上げます。従いまして将来不安定鉱害が安定し、未発生鉱害が発生していった場合におきましては、整備事業団がその当該賠償の責任を持つ、こういうことになります。

○阿部竹松君 そういふふうになりまして、当然政府がやるということになります。ところが、今まで過去昭和二十五年からですか、二十六年から実施したのですが、今まで鉱害復旧をやった面積よりも将来ふえるであろう面積の方が多。かえって毎年十町歩なり二十町歩なり復旧しておる面積よりも増加する方が多いという話があるのですが、これは当局のお調べはどうですか。

○政府委員(讀岐喜八君) 先ほどもこれは申し上げました通り、今日までの出炭ベースで、今日まで発生しました鉱害の実際の量から判断しまして、年々十二億ぐらいの鉱害が発生する、こういうこととございます。将来その採掘場所が深部に移行し、また、出炭の量が増加するに従いまして、相当ふえて参るであろうということは私も考えておるわけでございます。これはどのくらいになるだろうということは今ちょっと計算はできないのじゃないかと思いますが、将来相当ふえて参るであろうということは考えております。

○阿部竹松君 午前中の石炭局長の御説明で合理化法案によってでき上ったのが縦坑二本だとおっしゃったのです。しかし、一昨年の出炭当初の、昭和三十四年度までにでき上るといふのは、確かに六十八本というふうに御計画なされて出されたというふうに記憶しておられるわけですが、しかし、二年たった今日六十八本に対して二本しかできないということになれば、これは六十八本でなくして、この昭和三十四年まで八本できるかどうかかわからないということになりますと、当然もう問題にならないということになるのですか。

○政府委員(讀岐喜八君) 午前中に御答えたいたしましたのは、三十四年度に二本完成いたしましたので、三十四年度に八本完成する見込みでございますと御説明したはずでございます。それでこのベースは当初の計画通り参っておりませぬかと申し上げます、これは御指摘のように入ります計画通りであるとは申しかねるのでございますが、しかし、すでに本年度末までに十本の縦坑が完成するはずでございます。それで先ほどもお話ございましたのですが、今日までのところ業界におきましては、行先の不安等から増産にいかんかったというところもございしますが、将来はピッチを上げて縦坑の方も工事を進むべきじゃないか、かように期待しておる次第でございます。

○阿部竹松君 そうすると大体あれですか、六十八本という数字で出されて当初の計画は遂行できる、こういうことですか。

○政府委員(讀岐喜八君) その点につきましては、これは先ほども申し上げました通り、基本計画の問題につきましては、再検討したいと存じます。六十何本全部ででき上るだろうという

うことは、今ちょっとここでは自信を持ってお答えすることはできない事情もございします。

○阿部竹松君 そうなると、昭和三十四年になってから御質問する以外にないのだが、話は変わりますが、こういうような石炭事情によって、大手関係は別として、中小、特に中小炭鉱の部の内に入ると、中小、特に中小炭鉱の部の内でも、石炭をほとんど掘り出して、従って相当危険であるし、まるで

お話し、お説の通りであります。私も、私も非常に心配しております。特に来年度の出炭計画が、かなり本年度と比べて増強されております。いまだかつてないような非常に大きな数字が増強されております。ぼつぼつその態勢が進められておると思えます。

○政府委員(小岩井康朗君) たいいまのお話し、お説の通りであります。私も、私も非常に心配しております。特に来年度の出炭計画が、かなり本年度と比べて増強されております。いまだかつてないような非常に大きな数字が増強されております。ぼつぼつその態勢が進められておると思えます。

○阿部竹松君 昨年のちょうどスト規制法のときだと思っておりますけれども、御安心願うというお言葉を今保安局長から承わったわけですが、今年には非常に順調だったというお言葉でしたよ。それがまた逆になって御安心してくれと言ったって、毎月犠牲者が出るわけですから、御安心はできないわけですよ。ただ、私が行ってあれしたとか、保安官を一名増したとか、こういうこととでなしに、そういう犠牲者を出したとにかく責任者はどういふふうな処罰するとかなんとかいふことではないのですか。

○政府委員(小岩井康朗君) 決して現在悪くなっておるのではないかと、私は今後石炭の増強に伴って悪くなるであろうという大きい予想をつけておるわけでありませぬ。そうして最近の一月、二月を見ますと、現在ももちろん

昨年も、今年よりもいいのでありませぬけれども、むしろ大手の方は減りつつありませぬけれども、中小でその減った分を食ってさらけにふえておるといふような実情でございます。私過般も九州へ参りまして、直ちにその実情を知りまして、特に佐賀、長崎の派遣班の一名の増員をやらせました。特に中小の対策として中央からもいろいろの指令をやっております。目下年度の監督方針につきましてもそれぞれの大きい方針を流し、現地でこまかい具体策を今作成中でございます。非常に苦心して中小の対策の手を打っておりますつもりでございます。おかげさまで昨年は何十年来の好記録を出しまして、この成績をそのまま持続したいという意気込みで、目下進んでおりますので、その点を御安心願うていいと思っております。

○阿部竹松君 昨年のちょうどスト規制法のときだと思っておりますけれども、御安心願うというお言葉を今保安局長から承わったわけですが、今年には非常に順調だったというお言葉でしたよ。それがまた逆になって御安心してくれと言ったって、毎月犠牲者が出るわけですから、御安心はできないわけですよ。ただ、私が行ってあれしたとか、保安官を一名増したとか、こういうこととでなしに、そういう犠牲者を出したとにかく責任者はどういふふうな処罰するとかなんとかいふことではないのですか。

○政府委員(小岩井康朗君) 決して現在悪くなっておるのではないかと、私は今後石炭の増強に伴って悪くなるであろうという大きい予想をつけておるわけでありませぬ。そうして最近の一月、二月を見ますと、現在ももちろん

昨年も、今年よりもいいのでありませぬけれども、むしろ大手の方は減りつつありませぬけれども、中小でその減った分を食ってさらけにふえておるといふような実情でございます。私過般も九州へ参りまして、直ちにその実情を知りまして、特に佐賀、長崎の派遣班の一名の増員をやらせました。特に中小の対策として中央からもいろいろの指令をやっております。目下年度の監督方針につきましてもそれぞれの大きい方針を流し、現地でこまかい具体策を今作成中でございます。非常に苦心して中小の対策の手を打っておりますつもりでございます。おかげさまで昨年は何十年来の好記録を出しまして、この成績をそのまま持続したいという意気込みで、目下進んでおりますので、その点を御安心願うていいと思っております。

○阿部竹松君 昨年のちょうどスト規制法のときだと思っておりますけれども、御安心願うというお言葉を今保安局長から承わったわけですが、今年には非常に順調だったというお言葉でしたよ。それがまた逆になって御安心してくれと言ったって、毎月犠牲者が出るわけですから、御安心はできないわけですよ。ただ、私が行ってあれしたとか、保安官を一名増したとか、こういうこととでなしに、そういう犠牲者を出したとにかく責任者はどういふふうな処罰するとかなんとかいふことではないのですか。

○政府委員(小岩井康朗君) 決して現在悪くなっておるのではないかと、私は今後石炭の増強に伴って悪くなるであろうという大きい予想をつけておるわけでありませぬ。そうして最近の一月、二月を見ますと、現在ももちろん

昨年も、今年よりもいいのでありませぬけれども、むしろ大手の方は減りつつありませぬけれども、中小でその減った分を食ってさらけにふえておるといふような実情でございます。私過般も九州へ参りまして、直ちにその実情を知りまして、特に佐賀、長崎の派遣班の一名の増員をやらせました。特に中小の対策として中央からもいろいろの指令をやっております。目下年度の監督方針につきましてもそれぞれの大きい方針を流し、現地でこまかい具体策を今作成中でございます。非常に苦心して中小の対策の手を打っておりますつもりでございます。おかげさまで昨年は何十年来の好記録を出しまして、この成績をそのまま持続したいという意気込みで、目下進んでおりますので、その点を御安心願うていいと思っております。

○阿部竹松君 午前中の石炭局長の御説明で合理化法案によってでき上ったのが縦坑二本だとおっしゃったのです。しかし、一昨年の出炭当初の、昭和三十四年度までにでき上るといふのは、確かに六十八本というふうに御計画なされて出されたというふうに記憶しておられるわけですが、しかし、二年たった今日六十八本に対して二本しかできないということになれば、これは六十八本でなくして、この昭和三十四年まで八本できるかどうかかわからないということになりますと、当然もう問題にならないということになるのですか。

も、中小と大手のバランスが非常に大きく破れておるといふ点を申し上げたのでありまして、一月、二月の成績も順調に進んでおるわけでありまして、これからだんだん悪くなるのではないかと、このことを予想いたしましたし、目下手を打ちつつあるという御説明をいたしましたのであります。

○阿部竹松君 一つそういう点は特に保安局長は事故を絶対起さないという御方針で、九州なり北海道なりに嚴重なる指令を出して、監督をやっていたべきだということをお願いいたしておきます。

それからそういうふうな犠牲者は別として、そういうようなところで二、三年たつと、どこかに鉱主が行つてしまつたとか、責任者がわからなくなつたというのが積り積つてこういう鉱害問題になるのではないかと、これは大手関係から見れば少しも、積り積つて何年かの間に鉱害問題になるのではないかと、従つてそういうのは今から手を打つとかなんとかということはないのですか。

○政府委員(讀岐喜八君) 鉱業権者が不明になりましたり、あるいは無資力になりましたりして、鉱害賠償ができなくなる。それで非常に復旧に困るといふことであります。これは一般の鉱害につきましても、ただいま法律に規定がございます。鉱業権者が不明または無資力の場合は、国または地方公共団体が鉱業権者の負担すべきものを負担して復旧する、こういうことには、ボタ山のくずれる場合ではないかと存じます。これにつきましては、将来議院でも相当議論になりまして、将来ボタ山をどうするか、こういうことを言われております。そこで政務次官からもお答えした次第でございますが、これは鉱業権者がいなくなりまして、そのボタ山の管理をどうするかという問題は、非常に關係省が広がつて参るわけでありまして、河川の間から建設省が關係いたしますし、農地の面では農林省が關係する。それから現在の河川法の規定から申しますと、府県の知事が条例をもってこれを監督する、こういうことになっております。

が、しかし現実の問題として、ただ、府県知事が条例でその行為を禁止する、というだけの点しかぬいぢないかといふことでございます。これはわれわれもなるほどさうに存じますので、何とか法的規制を加えるという方向で研究をさせていたがたい。かように存じておる次第でございますから、鉱業法等との關係も非常に難解の問題出て参るわけでありまして、鉱業法とボタ山の關係がいつどこで切れるのか、あるいは初めからそのボタ山といふものは、鉱業法のうち内なるから外なるのか、非常にむづかしい問題がございますので、こういう法律上の問題もよく研究し、なおその対策につきましても、關係各省と十分連絡をいたしまして、何とかいい方法を考えたい、かように考へておる次第でございます。

と存じます。これにつきましても、議院でも相当議論になりまして、将来ボタ山をどうするか、こういうことを言われております。そこで政務次官からもお答えした次第でございますが、これは鉱業権者がいなくなりまして、そのボタ山の管理をどうするかという問題は、非常に關係省が広がつて参るわけでありまして、河川の間から建設省が關係いたしますし、農地の面では農林省が關係する。それから現在の河川法の規定から申しますと、府県の知事が条例をもってこれを監督する、こういうことになっております。

が、しかし現実の問題として、ただ、府県知事が条例でその行為を禁止する、というだけの点しかぬいぢないかといふことでございます。これはわれわれもなるほどさうに存じますので、何とか法的規制を加えるという方向で研究をさせていたがたい。かように存じておる次第でございますから、鉱業法等との關係も非常に難解の問題出て参るわけでありまして、鉱業法とボタ山の關係がいつどこで切れるのか、あるいは初めからそのボタ山といふものは、鉱業法のうち内なるから外なるのか、非常にむづかしい問題がございますので、こういう法律上の問題もよく研究し、なおその対策につきましても、關係各省と十分連絡をいたしまして、何とかいい方法を考えたい、かように考へておる次第でございます。

○阿部竹松君 私は法的制裁云々という前に、とにかく国の税金を持ち出し、その穴埋めをやつたり、またその穴をあけられた市町村は、もちろん鉱

産税を若干もらえるからいいといへばそれまでですが、とにかく市町村においても金を出して復旧作業をやるわけですよ。ですからそういう起きるといふことは、大体地質を調べたり、何メートル地底を掘つておるといふことを見れば、もう沈下することはおのずから掘らずともわかるわけですよ。ですからそういうところを掘らせないようからそういうところを掘らせないようを言いたいわけなんです。これはどうですか。

○政府委員(讀岐喜八君) この問題も非常にむづかしい問題でございます。掘り、鉱業権という法律上の権利に基いて鉱物を掘採させるという権利法としての鉱業法の体系があるわけでございます。そうして鉱業権を得たものは特別の場合を除きまして、必ずその掘る義務がある、着手の義務と申しております。そういうものがございまして、着手の義務あるものを掘るなどということ、これは法の体系から非常にむづかしい問題が起つて参ります。この場合におきまして、特別の場合におきましては、鉱業権の停止等の処分のあれもございまして、原則としては、掘り、鉱業権を与えたら、それは掘れ、掘る義務があるのだと、こういうことになつておるわけでございます。その途中でもチェックして、お前は資格がないから掘ることは相ならぬといふこと、なかなかな法律上はむづかしい問題でございます。この点につきましても、昨年でしたか衆議院で相当議論がございまして、将来の問題として十分研究していただきたいと、かように申し上げているような次第でございます。

○阿部竹松君 最後の一つ、これは質問でなくして要請になるかわかりませんが、昭和七、八年の上海東亜戦争、それから終戦後の復興、朝鮮戦争、いろいろ幾多の事変、戦争を通じて、石炭の一滴は血の一滴だといふこと、石炭経営者の尻をたたいて、尻をたたいて、とにかく徹底的に石炭を掘つてしまつて、そうしてこういう問題が起つて今日に至つたわけですよ。私古いことは追及しようとは思いませんけれども、しかし、このあと復興には、少くとも炭鉱労働者とか炭鉱経営者とか、当該市町村のみの負担にあまり多くかけないで、政府もつとんと金を出して復旧するような方法がないかどうかというのを、一つ次官もお出になつておるから、お伺いしておきたいと思つておるがね。

○政府委員(長谷川四郎君) どうも御期待に沿うような御答弁が申し上げられないかも知れませんが、なるべく地方においては負担を軽くするよう、今政令においてやる考へ方を持つて進んでおります。他の問題につきましても、これは即答できない問題なので、十分その点は研究をさせていただきます、こういうふうにお申し上げる。まことに御不満だと思つて、それより申し上げられませんか。

○阿部竹松君 衆議院の商工委員会です。四つの付帯決議がついて本会議にかつたんですね。政府はこの四つの付帯決議、実行できますか。

○政府委員(長谷川四郎君) 即時それを実行するという意味では、すぐ実行するといふお返事を申し上げたのではないのでございますが、非常にそれらは政府として、また政治を行つたればならない大きな問題であるからというので、各省との連絡をとりまして、もうすでに連絡会議をそろそろ始めておるわけでございますが、まだ結論は出ておりませんので、局長からも申し上げましたように、地方に権限というものが、たとえば河川の問題等がゆだねられておるといふ問題、また建設省の問題があり、通産省の権限の問題があり、いろいろ複雑なものがあるもので、これを各省が一つのものに關して一点にそれをしぼつて、そうして各省から一つの案を作り上げていこうではないかと、こういうこととせつつかくたいたまは検討中でございます。

○阿具根登君 臨鉱についてお尋ねいたしますが、これは問題になつておるの、測量と家屋の復旧だと思つておるが、測量におきましては一千万円支出された。また、家屋の復旧に至つては従来なかつたものが七千万円計算をしておりまして、この点につきましても、私も非常に感謝いたしておりますが、七千万円が一千万の家屋を復旧すると、こういうことになつておると、ございまして。そういたしますと、一戸当り七万円、この場合に、家屋そのものを復旧するのではなく、土地の復旧の場合に家屋が損傷したものを復旧する、こういうふうな言い現わし方がしてあると思つておるが、この点御説明願ひたいと思つておる。

○政府委員(讀岐喜八君) ただいまお話しした復旧の予算ですね、これはお手元に差し上げた資料に出ておりますが、国が七千万円を出しまして、それ

ないのでございますが、非常にそれらは政府として、また政治を行つたればならない大きな問題であるからというので、各省との連絡をとりまして、もうすでに連絡会議をそろそろ始めておるわけでございますが、まだ結論は出ておりませんので、局長からも申し上げましたように、地方に権限というものが、たとえば河川の問題等がゆだねられておるといふ問題、また建設省の問題があり、通産省の権限の問題があり、いろいろ複雑なものがあるもので、これを各省が一つのものに關して一点にそれをしぼつて、そうして各省から一つの案を作り上げていこうではないかと、こういうこととせつつかくたいたまは検討中でございます。

から地方公共団体が千六百四十二万出
しまして、それから鉱業権者の納付金
で一億五千二百四十七万五千円合計二
億三千四百万円と約千戸、予算担保と
しては大体二十万円と考えております
が、これで割りますと二十三万とい
ことになるわけでございます。しかし、
これは千戸に限ったことではございま
せん、できれば千戸以上やりたいの
です。大体予算としてさよう盛りまし
たという点、御了承願いたいと思いま
す。それから家屋の復旧の場合に、地
盤等の復旧費だけを補助の対象にいた
しまして、その他の部分については鉱
業権者の負担ということにいたしました
りますが、これは今日まで特別鉱害の
関係で家屋を復旧して参りました実績
から申しまして、家屋の復旧には必ず
地盤の復旧をやらなければできない。
それでその費用が、大体家屋復旧全体
の経費の七〇%以上を占めるとい
うことに着目し、こういう制度を新しく設
けるということになった次第でござい
ます。家屋復旧費のうち大部分は地
盤等復旧費でまかなえる、かように考
えておる次第でございます。百パーセ
ントそれじゃ補助の対象にしたらい
じゃないかという御意見もあるかと存
じますが、これは御承知のように、今
日までこの臨鉱法で家屋を取り上げて
いくことができなかった事情等そこに
あるわけでございます、いろいろむ
ずかしい内部事情もあるわけございま
して、ともかくこの復旧の大部分が地
盤等復旧費でまかなえるであろうとい
うことを重点に置きましてこういうこ
とでやって参りたいというふうに考
えておるわけでございます。それで七〇%
の半分を国と地方公共団体持ちますの

で、全体の復旧費の三五%程度が補助
されると、こういうことになりま
す。上水道の場合は二五%ございま
す、それから下水道の場合は三分の一
という現在補助率になっております。
そういうものと比べましてそう著しい
差はない、大体均衡のとれた補助率で
はないか、かように考えておる次第で
ございます。

○阿具根登君 次官がお見えになって
おりますので、次官に一つお尋ねした
いと思うのですが、特鉱法が来年の四
月一日で廃止になる、今度は延長にな
らないようございませう。あとは臨鉱
法でみるということをはっきり言っ
ておられるから、おそらく三度延長にな
ることはないと思えます。そういったし
ますと、今まで業者から取り立てて
おった年々六十億から七十億くらい
の金ですね、こういうのは取り立てない
ようになるわけなんです、炭鉱の実
態から考えてみて、こういうものを
プールの式に取り立てる、そうして
完全に復旧していく、こういうお考
えがあるかどうか。大臣にはちょっと
お聞きしましたけれども、そのあと質
問が続かずに大臣が退席されました
ので、局長とお話し合つて一つ御答弁願
いたいと思つたのです。

○政府委員(長谷川四郎君) 御指摘の
プールでやることは、半面非常にいい
面があるということも明らかでござい
ます。現在ではプールでいく
というようには考えておらないわけ
でございます。

○阿具根登君 現在はどういう法案が
出ているし、おそらくそうお答えにな
ると思うのですけれども、しかし、今
まで加害額は三十円その他十五円以下

と、こういうようなやつが取り立てら
れておったわけなんです。そうして特
別鉱害にこれをふり向けられておった
わけなんです。今度は特別鉱害がな
くなりまして、まだ数百町歩の跡始末
もあるわけなんです。これが全部臨
法でやっていくと、こういうことにな
る。局長にお尋ねすればおそらくそれ
は予算を増加して、そうして特鉱分も
加えたような復旧をやるのだと言われ
るに違いないと思つたのです。しかし、
そういう面だけでなくて国家の資源を
開発していく、これは連帯責任とい
うか、公共の責任というふうな建前か
ら考えるならば、そういう今までの積立
てて復旧に持っていたそういうやつ
を、今ここで切り捨てたべきじゃなく
て、これは金額は別問題としてそうい
う性格の金を積立てるといふこと
によって、鉱害復旧をやるとか、ある
いは予防を未然にやるとかそういうこ
とにしなければ、鉱害が先に立って復
旧がこれに追いつかずに、そしてその何
割かをばらばら追いついていくような
結果になってくる。そうすれば何の責
任もない被害者がいつも苦しんでお
る。いわゆる不安定だからこれは何年
間修繕はできません、そういう問題が
いつも起つておるわけなんです。で
からそういう不安をなくすために、
これは炭鉱業者の全部の責任として、
その割当額等はそれはいろいろ研究す
べき点もあると思つたのですが、そう
いふ考え方はどうお思いになるかとい
うことなんです。

○政府委員(讀崎喜八君) 非常に技術
的な問題を含みますので、私から申し
上げたいと思つたのですが、御承知のよう
に特別鉱害はこれまでトン当り幾らと

いうプール資金で復旧して参りまし
て、非常に効果があつた、これは私ど
ものお自費かも知れませんが、効果
が上つたと存じております。こういう
方式が非常に復旧をする場合に効
果が上るといふことは認識いたしてお
りますが、これは戦時中の特別な国の
事情に基きまして、鉱業権者の意思に
かかわらず、強行出炭をやつた結果こ
ういふことになりましたので、プール
資金でお互いに助け合うということが
實際面に即しておる、そういう事情が
あつたと考えられるわけなんです。と
ころが、臨鉱法の関係におきましては、お
のの施業案によりまして保安を監督
しながら、その山の事情に即して掘
ってきたわけでありませう。それでそのた
めに地表に現れる鉱害も、山によりま
していろいろ違います。それをプール
資金というふうな特別の形でやってい
くことにつきましては、相当無理が生
ずるのじゃないか、実態から申して
そういう問題があるので、これはよほ
ど慎重に考えなければならぬ問題だ
といふふうに考えておるわけなんです。
また、一方には特鉱方式というものが復
旧に非常に大きな力があつて、非常に
効果を上げたといふことも考え合わせ
まして、将来慎重に考えさせていただきます
きたいと、かように考えておるような
次第でございます。

○阿具根登君 日本で一石炭を掘つ
たときは、これは大東亜戦争中の五千
六百万トン、昭和十六年であつたと思
います。そうすると今の五千三百万ト
ンとわずか三百万トンの開きしか
ない。その五千六百万トンが一番うんと
ですが、これが現在考えられておる、
五千三百万トン出したときが大東亜戦争

争のこの特鉱に当るわけなんです。そうし
ますと午前中から御質問申し上げてお
りますように、まだ日本の炭鉱は五千三
百万トン出すだけの完全なる設備がで
きておらない。しかし需要は五千三百
万トンを上回るということになれば、
ちょうど戦時中のような鉱害が出てく
る、いわゆる鉱害が非常に多くなつて
くる、こういうことは考えられるはず
だと思つたのです。だからそういう需要
に追われておる、設備が完全にできな
くても、それだけの石炭は出さなけれ
ばいけない情勢になっておる。そうす
るならばどうか無理が来るはずであ
る。だからこれはこの際この特鉱の精
神をもつて、そうしてプールの式
を考えておく方がいいのではないか、
こういうことを言つておるわけなんです。
そうしないと、これは臨時鉱害復旧で
やつても、おそらくまたそういう問題
ができてくるだらう、かように考
えておるわけなんです。この前は戦争があつたから、
戦争だ戦争だといふことで、特別な立
法もできましたけれども、そうじゃな
い場合は、これは臨鉱にしわ寄せが
寄つてくるのです。そうすれば炭鉱に
よつては非常に苦しい炭鉱と、非常に
楽な炭鉱ができてくるわけなんです。
労働者によつても同じ炭を掘つておる
のに片一方では薄い賃金、片一方では
比較的好い賃金、こういう状態が
できてくると思つたのです。そうすれば苦
しい炭鉱は勢い鉱害賠償といふものも非
常にこれは放つたらかしくなる。だか
ら罪もない何にも知らない人が、自分
の足元を掘られて自分の家が傾いてい
くといふような場合にも、そういうよ
うな炭鉱業者のプールの式を責任制度を
確立しておくのがいいのではないかと

○阿具根登君 日本が一石炭を掘つ
たときは、これは大東亜戦争中の五千
六百万トン、昭和十六年であつたと思
います。そうすると今の五千三百万ト
ンとわずか三百万トンの開きしか
ない。その五千六百万トンが一番うんと
ですが、これが現在考えられておる、
五千三百万トン出したときが大東亜戦争

○阿具根登君 日本が一石炭を掘つ
たときは、これは大東亜戦争中の五千
六百万トン、昭和十六年であつたと思
います。そうすると今の五千三百万ト
ンとわずか三百万トンの開きしか
ない。その五千六百万トンが一番うんと
ですが、これが現在考えられておる、
五千三百万トン出したときが大東亜戦争

○阿具根登君 日本が一石炭を掘つ
たときは、これは大東亜戦争中の五千
六百万トン、昭和十六年であつたと思
います。そうすると今の五千三百万ト
ンとわずか三百万トンの開きしか
ない。その五千六百万トンが一番うんと
ですが、これが現在考えられておる、
五千三百万トン出したときが大東亜戦争

こういうことを言っておるわけなんです。

○政府委員(讃岐喜八君) お言葉返すようでございますが、ただいまわれわれの考えております合理化実施計画の中では出炭の目標でございますが、これはあくまでも合理化の基調をくずすことなくして、五千二百万トンなり、あるいは五千三百万トンの出炭を期待するように持って参りたい。従いまして保安上の監督の問題も、従来と同様以上の厳重な監督をもちまして出炭をやつていこう、こういうことでございませう。従いまして五千三百万トンから出ましますといたしまして、戦時中のような、あのような強行出炭と申しますか、乱掘と申しますか、無理なことはやらぬで済むはずでございます。その範囲においてわれわれもこの出炭の計画を考へ、あるいは業界の考へに賛成したいというふうな考へておりますので、戦時中のような、何と申しますか、弊害は出てこない、かように考へておるような次第でございます。そして、そうであるから、合理的の線に沿つて各山が準備した合理化の設備をもちまして——これはやむを得ず出てくるのでございませうが、出てくる鉱害につきましても、各山ごとに実態に即して考へていかなければならぬ、こういう結論が出て参るのでございませう。そこで先ほども申し上げました通り、プールでお互いにならして考へていこうというふうな考へ方は、なかなかこの際とりにくい問題ではないかと、かように考へておる次第でございます。

○阿具根登君 これは意見の相違みだけになつて、押し問答になりますから、

これでもう私はやめたいと思うのですが、もう時間もございませぬので、最後に一言申し上げておきたいと思ひます。これは、測量にいたしまして、一千万円の予算が出ておるようでございますが、当初私が質問の中に申し上げましたように、一千万の経費を投じて、中央で三十五名、地方で七十名の方がフルに動いても、この測量をやるにたいしては十分ありません。それでまあ、予算も次には十分ふやしていただいで、そうして被害者が安心して測量をしていただく、あるいは決定をしていただく、御努力をお願いしたいと思ひます。

○委員長(松澤兼人君) ちょっと委員長から一つ伺つておきたいと思ひます。すけれども、この国会当初に松尾官房長が、鉱害関係の法律は今日程に上つております二つの法律案と、根本である鉱業法の改正が必要である、こういうことを述べられたのです。それで基本法であります鉱業法の中の鉱害賠償の問題についても、やはり何か検討中であると思ひます。また、改正法律案が出てくるであろうというのを予期しているわけなんです。この方の作業の進捗状況はどんなことになつておりますか。

○政府委員(讃岐喜八君) 官房長から申し上げましたのは、おそろく衆議院の決議に基づきましてこの二法案をわれわれは準備して国会にお諮りする、こういうことでございますが、衆議院で決議されました事項の中に、鉱害賠償金の確保に万全の措置をするように

と、もう一項がございませぬ。これは鉱害賠償金を確保するための引当金なり、あるいは未払金制度と関連いたしまして、供託金の制度があるわけでございます。これは鉱業法の中に規定されておりました。供託金の制度も同時に考へるべきだと思ひますが、衆議院の決議にあつたと思ひますが、その供託金制度の改正につきましては、目下準備中でございます。準備が整いつつ第国会に提出いたしますことと、御説の改正につきましても、御承知のことと思ひますが、ガス問題等もございませぬ、目下慎重に研究を進めておる次第でございます。さような案件が解決いたしますれば、一日も早く国会に提出して御審議を得たい、かように考へておる次第でございます。

○委員長(松澤兼人君) なおもう一つ、官房長が説明されたときには、まだ衆議院の決議といふのはなかったと思ひます。それはいづれにいたしましても、そうしますと供託金の引き上げあるいは和解仲介制度というものの強化といふことは、現在考へられていゝる形で国会に提案されるというふうな了解してよろしいですか。

○政府委員(讃岐喜八君) 供託金制度につきましては、ただいま委員長のお話のように、私も進めております。和解の仲介制度につきましても、これは別問題でございませぬ、和解の仲介制度にかわる制度を考へてはどうかというの、これは衆議院の商工委員会決議にあるのでございませぬ。これにつきましても、私も今日までの和解の仲介制度の運用の実績から見まして、足らざるを補ひまして、つまり拡充強化することによつてこの問題を解決したい、かように考へまして、予算もわずかでございませぬ、本年度から新たに計上いたしました、和解仲介制度の活用に遺憾のないように措置しておる次第でございます。

○委員長(松澤兼人君) ほかに御質疑ございませぬか。
○委員(呼ぶ者あり) 「なし」と呼ぶ者あり
○委員長(松澤兼人君) ちょっと速記をとめて。
○委員長(松澤兼人君) 速記を始め
ほかに発言もなければ、質疑は尽きたものと認め、直ちに討論採決に入ることに御異議ございませぬか。
○委員(呼ぶ者あり) 「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認めます。それではこれより特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案の両案を一括して討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお、付帯決議の御意見は討論中にお述べを願ひます。
○阿具根登君 私は社会党を代表いたしまして、両案に対して賛成の討論を行うのでございませぬが、まず特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案につきましても、昭和三十三年四月一日までに復旧工事が完了したもののについては、引き続きこれが復旧に万全の措置を講ぜられることを特に強く要望いたしまして賛成するものでございませぬ。
○委員長(松澤兼人君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、御異議ございませぬか。
○委員(呼ぶ者あり) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。まず、特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました阿具根君提出の臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案に対する付帯決議案を議題といたします。本付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よって、阿具根君提出の付帯決議案は全会一致をもって、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、ただいまの決議につきまして、この際通産当局の所信を伺いたいと存じます。

○政府委員(長谷川四郎君) ただいまの鉱害関係の二法案につきまして、御討論並びに臨鉱法の付帯決議の御趣旨

につきまして、通産省といたしましても、その線に沿いまして法律を運用して参りたいと存じますし、また、石炭政策の確立につきまして、今後各関係機関と十分に研究いたしまして、御期待に沿いたいと存じます。

○委員長(松澤兼人君) なおただいま決定いたしました阿案につきまして、本院規則第四百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出する報告書の作成その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認めます。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、阿案を可とせられた方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名
阿具根 登 近藤 信一
阿部 竹松 小幡 治和
大竹平八郎 藤田 進
白井 勇 大谷 賢雄
加藤 正人 高橋 衛
豊田 雅孝 小西 英雄
西川弥平治 青柳 秀夫

○委員長(松澤兼人君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(松澤兼人君) 速記を始め

それでは次に、輸出検査法案を議題といたします。なお御質疑のおありの方は御発言を願います。

○青柳秀夫君 輸出検査法についてちょっと伺いますが、この間ちようだ

いたしました資料なんですけれども、通商局昭和三十一年二月二十七日というこの通貨地域別、主要商品別輸出実績、同じく輸入実績という表についてですが、これを見ますと、一番上の方はドル、スターリングというふうにしていて、昭和三十二年は二十四億ドルというふうになっておりまして、その次に今度は品目別の食料及び飲料というのからずっと書いてあります。合計が同じく二十四億幾ドル、こうなっておりますが、この表は非常にわかりにくい。通商局の方では、これをよくごらんになって配付になったかどうかという点を私はお伺いしたいのですが、これを見ますと、食料及び飲料というところが、数字でいうと、一億八千七百何万ドル、それから繊維及びび織維というところが八億二千二百何万ドルというふうになっておりますが、その間に、食料の方だと、水産品だとか、びん詰、カン詰というふうなことが書いてあるのですが、これはその内訳の数字なんです、それともおなものも拾ってお書きになったのか、ちよつと資料見ていただきたいのです。さらに私いま一言簡単につけ加えて申し上げますけれども、これは私の見るところでは、項目が内訳とびつたり金額が合っておりませんので、この内訳の方はおもなものを御書きになったのだと思うのです。そうだと、この統計数字というものがそういう行き方だと、ほとんど意味がなくなってくる。一例を申し上げますと、この中

字の方は、化学肥料が二千九百万ドル、ほかのものは書いてない。ですから、化学製品は代表して九千万ドルになっているけれども、その内訳というのには、化学肥料の二千九百万ドル、それから輸入の方で見ますと、こつちの、昭和三十二年のところで、下の方に、「金属鉱物及び金属」というのがあって、それが三億九千七百何万ドル、その内訳は、ただ一つだけ鉄鉱石があがって、それが六千八百何万ドル、これしか書いてない。それが並列的に一本の欄に書いてありますと、これは何が何だかちよつともわかりません。総計の二十四億ドルというのにはよくわかりません。だが、あとの内訳の、輸出でも輸入でも、おもなものを書かれたんならこの註の所に、おもなものを書いたというふうな付記が何かありませんと、非常にこれは迷惑するのです。その点をちよつと伺っておきたいのです。

○政府委員(松尾泰一郎君) ただいまの統計数字についてお尋ねでございますが、これは輸出品並びに輸入品につきまして、重要品目だけを実は書いておきたいのです。特に、「食料及び飲料」、たとえば、三十二年におきまして一億八千七百何万ドル、これだけではあまりにばくとしておりますので、その中の大きい品目として、水産品とカン詰、びん詰、こう書き分けたのであります。従いまして、一字右側に寄せまして、大分種類のうちの重要な品目だという意味で、並べ方も一字下に落しておつたのでありますが、普通こういうふうな書き方をいたしておりますので、まあおわかり願えるかと思つて出したのでございますが、たとえば、「木材及び木製品」ということになりま

すと、内訳を作りますと、非常にたくさん品の品目が小さい金額のもので分れますので、こういうものは、木材及び木製品として一億一千六百万ドルというふうなことに表現をしておりますし、従いまして、大分原則にして書いたのでございますが、大分種類ではあまりにも広範であるというものは若干大きな品目を特掲をした、こういう趣旨でございます。

○青柳秀夫君 今お答えがございましたけれども、それでは、輸入の方の「金属鉱物及び金属」というのをごらん願いたい。三億九千七百幾何万ドルというもののおもなるものが鉄鉱石と書いて六千八百何万ドルだけ書いてあるのですね。ですから、この問題は、あなたが逆に、この資料をどこから持ってきた、そのときどういふ感じを抱かれたかという点で考え願つた方がいいと思つておられます。われわれ、こういう資料をいただいても、一通りの常識で判断しませんが、数字というものは、きつちり、款項目なら、款なら款の数字がこれだけ、目ならこれだけというふうなきつちりになっておられませんと、あやふやになつてしまつて、それで、私は大事な資料でございますから伺つたんです。いま一度お答え願いたい。

○政府委員(松尾泰一郎君) この資料は、実は先般貿易概況を説明をしろというお話がございまして、その説明を口頭でいたしましたので、あまりにもばくとするおそれもありましたので、若干この数字につきまして御説明いたしました方がはつきりお考えいただきやすからうと思つて、比較的大きな種類の数字をお出ししたわけでございますが、別途通商局で出してあります毎

月の調査月報、これは非常に詳細に金額品目もこまかく出してあります。これをあわせてお配りしたというふうな記憶をいたしておるのでございます。こまかい数字はそちらの方でごらんを願うたらいかと思ひます。

○青柳秀夫君 この表のことはもうこれ以上申し上げません。ただ、せつかくいいたくなら、なるべくわかりのいいものを作っていた方が、数字のことでございますからいいじゃないかと思ひます。

その次に、できるだけ簡単に御質問申し上げますけれども、クレームのできました表が、品目別のあるのですけれども、仕向地別のはどんなふうになつておるか、これは口頭で大要でいいですから、お答えを願ひたい。

○政府委員(松尾泰一郎君) クレームの数字でございますが、実は、ただいまのところは、品目別にしか整理をいたしておらないのであります。地域別の数字につきましては、後刻作りましてお配りを申し上げますと思ひます。

○青柳秀夫君 むつかしいことを伺うのじゃなくて、大体日本の輸出品がアメリカなり南方なり、ヨーロッパなり行つて、どつちの方でクレームがたつさんついでいるかというふうな常識的な意味でいいですから、お答え願ひたい。件数というところ、こちらのだと七百三十四件件数が出ています。品目別では、金額で百六十三万ドルですか、約六億円、これだけクレーム問題が起つていますから、どの方面でこういう問題が起つてくるか、輸出先の問題を伺ひたい。

○政府委員(松尾泰一郎君) ただいまも申し上げますように、相手国別に

は別途調整をいたしましてお配り申し上げますと思ひますが、概観をして申しますと、アメリカ初め、ヨーロッパ諸国、いわゆる先進国向けが比較的多くこの表に現れております。

○青柳秀夫君 今お答えのありましたのは、先進国というところ、やはりアメリカとか、ヨーロッパとかいふ文化の程度の高い所向けが多いという意味でございませうか。

○政府委員(松尾泰一郎君) さようでございます。

○青柳秀夫君 私は、その点はこれから東南アジアの方面等に非常に貿易の重点が置かれていくというふうなことも伺つていくものから、新しいところへ出て行く品物は、特に検査等も十分にやつて、問題が起らぬようにする方がいいじゃないか。今までも取引先のある所は、行つてもまあ相当信用があるから、これは間違ひだつたという理解があると思ひますけれども、初めて輸出するような国には、もし間違ひがありますと、初めから先入観念が悪くなるというふうな意味で、仕向地別の点をお伺ひしたのですけれども、今のお答えでわかりました。

それではいま一つ続けて伺ひたいのであります。そういうもののクレームが起るようなことは、どういふ機関を通じて政府の方へわかつてくるのでございませうか。その経路ですね、たとえば取引の商社間からすぐに来るのか、あるいは外務省の輸出機関のようなところを通じてくるのか、どういふところからわかつてくるか、それを伺ひたい。

○政府委員(松尾泰一郎君) お手元に

社が相手方からクレームを受けまして、一部それを金額の支払い等のために、いわゆるクレーム代金の支払いというところで為替の許可の申請をしてきたものを集計した表でございまして、それからその他在外公館が受けまして、その処理を依頼して下さるものもありまして、あるいはその他業者同士の間に於いて適当に解決をされていくものもあろうかと思ひますが、その表はそのクレームが一応業者間で話し合ひがついて金を一部返さうというふうなことで為替許可の申請となつて現われた件数がそこ上つておるわけでありまして、従いまして率直に申しまして、クレームの全部とは言ひ得ないかと思ひます。

○青柳秀夫君 いま一点だけ伺ひたい、二十四億ドルなり、さらに非常に輸出も輸入もふえてきておられますが、今の為替関係は、日本の銀行を通じてやつておるのか、外国の銀行を通じて為替が組まれているか、その何か区別のお調べはございませうか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 実は日本の為替銀行及び外国の銀行での取扱いはあります。大蔵省、あるいは日本銀行あたりで調べておるかと思ひますが、実は率直に申しまして私の方はそういう調べをあまりしたことはございませぬ。もし御入用でしたら大蔵省なり、日銀の方に打ち合せて提出したいと思ひます。

○青柳秀夫君 今の点は、戦前は横浜正金銀行なり、その他の為替銀行が非常に活躍されてこつたという問題を扱つておられたと思うのですが、最近の

状況を参考にちようだいしたいと思ひますから、後日適当のところからお調べを願つて、配付していただきたいと思ひます。

○委員(長松澤兼人君) この際、八木農林政務次官より発言を求められておりますので、これを許します。

○政府委員(八木一郎君) 輸出検査法案に關しまして、参議院の農林水産委員会から当商工委員会に申し入れのございました事項に対する農林省の見解について、一言いたしたいと思ひます。

まず、検査機材の整備、充実の問題であります。国の検査機関と同時に、民間の指定機関の整備充実ははかつて、改正新法の円滑な実施をはかりたい、こう考えます。

それから次に、大部分の商品が強制検査に移行する結果、検査量の引き上げという受検手続の繁雑化を来たしまして、生産者にしわ寄せされるのではないかと懸念を致しまして、輸出検査の実効確保をはかる範囲内において、でき得る限り生産者に迷惑を加重しないように、十分配慮して参りたいと思つており、新法の趣旨に沿つて善処したいと考へておる次第でござい

○委員(長松澤兼人君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認め、直ちに討論、採決に入ることに御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員(長松澤兼人君) 御異議なきものと認めます。

の方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお、白井勇君、阿具根登君、豊田雅孝君及び大竹平八郎君の連名をもちまして各派共同の提案の形で委員長のもとに修正案が提出されております。本修正意見あるいは付帯決議の御意見につきましては、討論の中でお述べを願ひたいと存じます。

○白井勇君 従来輸出品取締法によりまして、自家検査により表示されておりましたものを、北京の見本市の事件から、急に今回の輸出検査法となつたわけでありまして、その間大事な輸出貿易に対する従来の政府のやり方がまことに遺憾であつたと私は思ふのであります。しかしながらこの法案が一応制定されましたことは、今後の日本の大事な輸出貿易上非常な喜びと思ふのであります。ただ、その内容をいろいろ検討をいたしてみますというところ、この委員会の論議を通じてみましても、最小限度におきましてもいろいろ修正を要する点がありますので、その点は共同提案の修正通り私は修正をいたしまして、本案に賛成をいたしたいと、こう考へる次第でござい

これが今後九カ月間の準備期間を置きまして、実施をされるわけでありまして、この際私は本案の適正な運用上、特に付帯決議をつけて賛成をいたしたいと、こう考へる次第であります。

要はこれからの運用の面が非常に残されておるわけでありまして、ことにまず第一の問題は、機関の問題であります。これが民間の機関が今後漸次指定をされるわけでありまして、その経過に伴ひましても、従来その指定貨物の取引業者関係の団体から発足をいたしましたものでありまして、それらとの関

連がやはり相当深いわけでありまして、しかも輸出貿易というような品目でありまして、世界の貿易市場におけるいろいろな不沈の場合、そういう場合にも公正な、的確な検査を実施し得る機関が、果してできるものであるかという点、懸念が非常に強いわけでありまして、さらには、問題となり得ることは、実際、検査をやりまする者は、機関そのものの上層部じゃないわけでありまして、実際検査をやりまする者は、検査員そのものが権限を持ちまして、合格か不合格かをその場におきまして決定をするというふうな、非常に重要な使命を持つておるわけでありまして、その者の身分等におきましても、果して安心してその業務を公正にやっているとかがどうかというふうな懸念も非常にあります。

さらには、特に遺憾と思つたことは、これだけ重要な法案を出したにもかかわらず、三十二年度におきまする政府の予算的措置が非常に貧弱であるという点であります。こういうものは、なかなか収支を償つてやるという事は非常に困難なものでありまして、ことに、新しい輸出貿易品、あるいはまた特に農林水産品等におきましては、手数のみかかりまして、一面指導を兼ねました検査をやつていくというふうな面もありませんし、手数がかり、経費がかかりまして仕事をやつていかなければならぬ、こういうふうな非常にまあ金のかかる仕事であります。そういうもののかかる仕事であります。さらには、何らの予算的措置がありません。さらには、こういうものはもちろん国で相当の援助をやつてやらなければならぬ。人件費の補助であります。

するか、あるいはその他検査器具等いろいろの経費等があると思つます。そういうものに対する措置が一つもない。また、特に技術を要する検査員の技術向上の措置も考えられていないと、こういうふうなことでありまして、非常にまあ政府といたしましてこの予算裏づけにつきましての今回足りない点を、今後特に御注意をお願い申し上げたいと思つたのであります。

そういう意味合いにおきましても、私はここに付帯決議をつけたいと思つたのであります。一応それを読んでみますると、

案

輸出検査法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の諸点について、特段の考慮を払い、必要な措置を講ずべきである。

一、法第十条の検査の特例の適用については、なるべく最少限度の貨物に止めること。

二、一つの指定貨物について現在政府機関と民間検査機関と併存してあるものもあるもこれをいづれかに一本化する事。

三、輸出貿易の繁閑好不況等も考慮しなるべく数品目の検査を行う統合検査機関を作り弾力性ある運営をなし得るよう措置すること。

四、政府の検査及び検査監督機関を整備強化し、公正且つ適確に業務を実施し得るよう措置すること。

五、関係検査機関は共同して検査員の技術の向上、身分の安定を図るよう指導すること。

六、受検手続の簡素化及び検査手数料の軽減に努め、特に中小企業及

び農林水産業の負担を過重ならしめないよう万全の措置を講ずること。

七、検査機械器具の整備その他本法の目的達成に必要な予算措置を講ずること。

以上であります。

なおつけ加えて申し上げておきまするが、修正案につきましては、皆様方の御意向をくみまして、まともなものを別途ガリ版刷りにいたしましたものを手元に差し上げてありますので、それをそのまま速記録に載せることについての御了承をお願いしたいと思います。

○委員長(松澤兼人君) たいま修正案の朗読を省略して提案されましたものを、そのまま速記録に載せること、御希望の御意見がありました。これをそうすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) それではさよういたします。

○近藤信一君 私日本社会党を代表しまして、たいま提案になつております輸出検査法案について、白井委員外三名提出の修正案並びに修正部分を除く原案に賛成の意見を申し上げます。

従来わが国の輸出貿易は、自家表示を建前としてやられておりました関係上、精密なる検査が欠けていたように思われます。これは質疑の過程から、過去一カ年のクレームが約六〇〇近いものがあつたということでありまして、このような状態では、海外におけるわが国の産業発展は、とうてい望み得ないものと思われまます。輸出貿易の

振興をはかるには、責任ある優秀なる物品を輸出して信用を得るといふことが第一条件でなければなりません。従つて今後の輸出貿易に對しましては、政府の責任ある検査のもとに、優秀なる物品を輸出しようとするのが、本法律案であると思つたのであります。しかし、従来自家表示を建前として輸出貿易に貢献して参りました中小企業や農水産業、これらが今後政府機関または政府の指定した民間検査機関、こういう機関によつて検査制度が採用されることになりますと、それがために中小企業や農水産業、これらが非常に圧迫を受けるのではないかと、このことが懸念されるのでございます。しかし、輸出貿易の促進といふことは、これは政府もこれを建前としておりますので、これらの中小企業や農水産業、これらが圧迫を受けないように、さらにこれらの企業の受検手続がなるべく簡素化して、手数料の点もできるだけ軽減して、そうして輸出貿易の振興に留意されること、これを私は政府に希望いたします。これを私は政府に賛成するものであります。

○豊田雅孝君 緑風会を代表いたしまして賛成討論をいたすものであります。

最近中国の日本見本市における不良品販売事件その他の輸出情勢等を勘案いたしまして、今回初めて検査制度らしい検査制度が確立せられましたことにつきまして、衷心より賛意を表するものでございます。

しかしながら、検査の適正を期することはもちろんでありますけれども、検査後における輸出取締りにつきましても、その適正を期する必要がある

わめて重要であると思つたので、この点につきましても、十分に輸出取締りをいたしますと、十分に輸出取締りをいたし得る建前になつておるといふことであります。つきましては、十分その実をあげられるよう、この点につきましても、特に希望を申し上げます。

○大竹平八郎君 無所属クラブを代表いたしまして、私も本案に賛成するものであります。

しかし、検査のやり方が非常に複雑なところもあり、ことに私どもの憂えることは「材料又は設計若しくは製造中の品質が政府機関又は指定検査機関の行う検査に合格したものでなければ、指定貨物の検査を受けることができない」という非常に重要な個条があるのであります。これにつきましても、下手をやりますと、貿易といふものはおのずから商機をつかまなければならぬのでありまして、商機を逸するといふことも懸念せられることが多いのであります。どうぞさういう意味において非常に検査の厳格なのは、けっこうでありますけれども、そのために貿易の商機を逸しないよう格段の政府当局としては御留意をお願いしたいと思います。

以上を申し上げまして本案に賛成するものであります。

○委員長(松澤兼人君) ほかに御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認めまます。それではこれより輸出検査法案の採決に入ります。

振興をはかるには、責任ある優秀なる物品を輸出して信用を得るといふことが第一条件でなければなりません。従つて今後の輸出貿易に對しましては、政府の責任ある検査のもとに、優秀なる物品を輸出しようとするのが、本法律案であると思つたのであります。しかし、従来自家表示を建前として輸出貿易に貢献して参りました中小企業や農水産業、これらが今後政府機関または政府の指定した民間検査機関、こういう機関によつて検査制度が採用されることになりますと、それがために中小企業や農水産業、これらが非常に圧迫を受けるのではないかと、このことが懸念されるのでございます。しかし、輸出貿易の促進といふことは、これは政府もこれを建前としておりますので、これらの中小企業や農水産業、これらが圧迫を受けないように、さらにこれらの企業の受検手続がなるべく簡素化して、手数料の点もできるだけ軽減して、そうして輸出貿易の振興に留意されること、これを私は政府に希望いたします。これを私は政府に賛成するものであります。

○豊田雅孝君 緑風会を代表いたしまして賛成討論をいたすものであります。

まず、白井君外三名提出の修正案全部を問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よって、白井君外三名提出の修正案は、可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって、修正すべきものと議決せられました。

次に、討論中に述べられました白井君提出の付帯決議案を議題といたします。本付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よって、白井君提出の付帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。なお、ただいまの決議につきましてこの際通産当局の所信を伺いたいと存じます。

○政府委員(長谷川四郎君) たい

だいま輸出検査法案の御討論に際しまして、委員各位の述べられた御意見並びに付帯決議の御趣旨は十分に尊重いたし、輸出品の検査が迅速、的確に、また検査料金の負担はなるべく低廉に実施されるよう十分注意して法を運用し、もってわが国輸出品の海外における成果が大いに上り、輸出貿易が伸張するように努力をする所存でございます。

○委員長(松澤兼人君) なお、本院規則第四十条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出する報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じます。が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますが、本案の修正議決に賛成せられた方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名

- 阿具根 登 近藤 信一
- 阿部 竹松 大竹平八郎
- 青柳 秀夫 白井 勇
- 大谷 賢雄 加藤 正人
- 高橋 衛 豊田 雅孝
- 小西 英雄 西川弥平治

○委員長(松澤兼人君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君) 速記を始めて下さい。

本日はこれにて散会いたします。午後四時五分散会

〔参照〕

輸出検査法案に対する修正案
白井委員、阿具根委員
豊田委員、大竹委員 提出

輸出検査法案の一部を次のように修正する。

第三条第一項中「行う検査」を「行う主務省令で定める方法による検査」に改め、同条第二項中「行う検査」を「行う同項の主務省令で定める方法による検査」に改める。

方法による検査」に改める。
第四条及び第五条中「行う検査」を「行う主務省令で定める方法による検査」に改める。

第八条第二項中「合格したときは」の下に「その指定貨物について、主務省令で定める基準により、前項の主務省令で定める基準による等級を定め、」を加え、「前項の主務省令で定める基準による」を「その」に改める。

第十六条第二号中「主務大臣が」を「主務省令で」に改める。

第二十三条第一項中「役員」の下に「又は輸出検査を実施する者(以下「輸出検査員」という。）」を加え、同条第二項を削る。

第四十四条を削り、第四十三条を第四十四条とし、同条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、異議の申立を受理したときは、前条の例により公開による聴聞を行った後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第四十二条を第四十三条とし、同条第一項を次のように改める。

主務大臣は、第二十四条又は第二十八条第一項の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る指定検査機関に対し、また、前条の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る指定貨物を輸出した者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

第四十一条の次に次の一条を加える。
(輸出停止命令)
第四十二条 主務大臣は、第三条、第五条、第九条第二項又は第十条の規定に違反してなした指定貨物の輸出が輸出品の価値を著しく害するものと認めるときは、その指定貨物を輸出した者に対し、一年以内の期間を限り、指定貨物の品目を定め、その輸出の停止を命ずることができる。

第四十七条第一項中「又は第十条の規定に違反して」を若しくは第十条の規定に違反し、又は第四十二条の規定による命令に違反して」に改める。

輸出検査法案に対する修正案の要点

(1) 品質検査、材料検査等にあたり、その検査基準のみでなくその検査方法を主務省令で具体的に定めるものとする。(第三条、第四条、第五条及び第八条の修正)

(2) 指定検査機関の輸出検査員の選任及び解任は主務大臣の認可を受けなければならない(第二十三条の修正)

(3) この法律の規定に違反して指定貨物を輸出した者に対し、主務大臣が制裁措置として公開による聴聞をした後、輸出停止の命令を出すことができるものとし、併せてこの命令違反に対する罰則(三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金)を設けるものとする。(第三

四十二条、第四十三条、第四十四条及び第四十七条の修正)
三月十四日本委員会に左の案件を付託された。
一、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十一日)

三月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
二、自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
三、自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

附則第五項中「三月三十一日」を「九月三十日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

三月十四日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、中小企業団体制定に関する諸願(第一一五三号)(第一一五四号)
- (第一一七一号)(第一一七二号)
- (第一一七三号)(第一一七四号)
- (第一一九〇号)(第一一九一号)
- (第一一九二号)(第一一九三号)
- (第一一九四号)(第一一九五号)
- (第一一九六号)(第一一九七号)
- (第二一〇一号)(第二一〇二号)

(第二二〇三号) (第二二〇四号)
(第二二〇五号) (第二二〇六号)
(第二二〇六号) (第二二〇七号)
(第二二〇八号) (第二二〇九号)
(第二二一〇号) (第二二一一号)
(第二二一二号) (第二二一三号)
(第二二一四号) (第二二一五号)
(第二二一六号) (第二二一七号)
(第二二一八号) (第二二一九号)
(第二二二〇号) (第二二二一号)
(第二二二二号) (第二二二三号)
(第二二二四号) (第二二二五号)
(第二二二六号) (第二二二七号)
(第二二二八号) (第二二二九号)
(第二二三〇号) (第二二三一号)
(第二二三二号) (第二二三三号)
(第二二三四号) (第二二三五号)
(第二二三六号) (第二二三七号)
(第二二三八号) (第二二三九号)
(第二三〇号) (第二三一号)
(第二三二号) (第二三三号)
(第二三四号) (第二三五号)
(第二三七四号)

一、天災による被害中小企業者に對する資金融通に關する立法措置の請願(第二二四号)

第一一五一号 昭和三十三年三月一日受理

中小企業団体法制定に關する請願(二通)

請願者 東京都杉並区馬橋二ノ二六〇杉並東保健所内杉並東食品衛生協会
内 島崎直平外一名
紹介議員 安井 謙君

中小企業者は、國民經濟上重要な地位を占めているにもかかわらず競争が激しく、かつ規模も小さいために取引上不利な立場におかれ、事業も生活も極めて不安定な状態にあるから、業者相互間の過度の競争を防止するとともに、他から受ける不当な圧迫を排除してその經濟的社会的地位の向上を図るため、(一)団体交渉権、(二)アウトサイダー規制、(三)義務加入、(四)独禁法の適用除外、(五)組織法の一元化、(六)中小企業の定義の明確化、(七)民主的自力運営、(八)議員立法等を骨子とした中小企業団体法を制定せられたとの請願。

第一一五二号 昭和三十三年三月一日受理
中小企業団体法制定に關する請願(五通)

請願者 東京都板橋区板橋町八ノ二、〇九〇板橋区陶器商組合内 原茂三郎
外四名
紹介議員 鶴見 祐輔君

この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。

第一一五三号 昭和三十三年三月一日受理
中小企業団体法制定に關する請願(三通)

請願者 東京都新宿区揚場町三
東京都左官工業協同組合理事長 村井信治外
百三十五名
紹介議員 石坂 豊一君

この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。

第一一五四号 昭和三十三年三月一日受理
中小企業団体法制定に關する請願(三通)

請願者 東京都荒川区尾久町一ノ七七三東都新興商工協同組合理事長 春日井秀雄外二名
紹介議員 一松 定吉君

この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。
第一一七一号 昭和三十三年三月二日受理
中小企業団体法制定に關する請願(二通)

請願者 東京都荒川区尾久町一ノ八九九東京軸受株式
会社代表取締役 藤倉繁雄外一名
紹介議員 一松 定吉君

この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。

第一一七二号 昭和三十三年三月二日受理
中小企業団体法制定に關する請願(三通)

請願者 東京都中央区日本橋箱崎町四ノ七 浅井健太郎外五十三名
紹介議員 石坂 豊一君

この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。

第一一七三号 昭和三十三年三月二日受理
中小企業団体法制定に關する請願(五通)

請願者 東京都板橋区上板橋町二ノ三、六九一板橋館商組合内 新倉政五郎
外四名
紹介議員 鶴見 祐輔君

この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。

第一一七四号 昭和三十三年三月二日受理
中小企業団体法制定に關する請願(五通)

請願者 東京都新宿区花園町六五 三友興業ビル内東京製縮工業協同組合理事長 森重保外三百九十名
紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。

第一一九〇号 昭和三十三年三月二日受理
中小企業団体法制定に關する請願

請願者 大阪市天王寺区烏ヶ辻町一二 横井繁
紹介議員 中山 福藏君

この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。

第一一九一号 昭和三十三年三月二日受理
中小企業団体法制定に關する請願

請願者 神戸市灘区記田町五ノ一三 松井清市
紹介議員 成田 一郎君

この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。

第一一九二号 昭和三十三年三月二日受理
中小企業団体法制定に關する請願

請願者 岡山県新見市新見九五五中小企業団体法期成同盟新見支部内 佐々木五治外二百九名
紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。
第一一九三号 昭和三十三年三月二日受理
中小企業団体法制定に關する請願

第一一九四号 昭和三十三年三月二日受理
中小企業団体法制定に關する請願

請願者 鳥取市東品治町鳥取菓子商工業協同組合理事長 隅重太郎
紹介議員 木島 虎藏君

この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。

第一一九五号 昭和三十三年三月二日受理
中小企業団体法制定に關する請願

請願者 京都市中京区繪染師通烏丸東入京糧健康保険組合内京都府米穀小売商業組合内 長谷川和三郎
紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。

第一一九六号 昭和三十三年三月二日受理
中小企業団体法制定に關する請願

請願者 山梨県都留市上谷奉任経済団都留支部内 岩波源藏
紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。

第一一九七号 昭和三十三年三月二日受理
中小企業団体法制定に關する請願

請願者 宮崎市楠通六ノ七〇宮崎県品協同組合理事長 矢田部政雄外五十名
紹介議員 竹下 豊次君

この請願の趣旨は、第一一五二号と同じである。

第一二〇二号 昭和三十三年三月四日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 青森県弘前市大字袋町七四青森漆器商工業協同組合理事長 奈良金一
紹介議員 笹森 順造君
この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一二〇三号 昭和三十三年三月四日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 栃木県今市市今市四六七日光地区商工会議所会頭 中鉢常正
紹介議員 楠竹 春彦君
この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一二〇四号 昭和三十三年三月四日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 群馬県前橋市本町貿易会館内日本中小企業団体法期成同盟前橋支部内 伊藤正直外一名
紹介議員 伊能 芳雄君
この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一二〇五号 昭和三十三年三月四日受理
中小企業団体法制定に関する請願（三通）
請願者 東京都板橋区板橋町四ノ一、一七〇協同組合東京板橋専門店会理事長 宮木義一外二名
紹介議員 鶴見 祐輔君
この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一二〇六号 昭和三十三年三月四日受理
中小企業団体法制定に関する請願（十通）
請願者 岐阜県大垣市郭町二ノ二四協同組合大垣洋服専門店会理事長 林信雄外十名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一二〇七号 昭和三十三年三月五日受理
中小企業団体法制定に関する請願（二通）
請願者 岐阜県大垣市久瀬川町五丁目共栄洋装企業組合内 田中謙吉外九名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一二〇八号 昭和三十三年三月五日受理
中小企業団体法制定に関する請願（二通）
請願者 東京都板橋区本町三二二東京都豆腐油揚商工業協同組合板橋支部組合内 細井武外一名
紹介議員 鶴見 祐輔君
この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一二〇九号 昭和三十三年三月五日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 東京都板橋区本町三二二東京都豆腐油揚商工業協同組合板橋支部組合内 細井武外一名
紹介議員 鶴見 祐輔君
この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一二一〇号 昭和三十三年三月六日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 兵庫県加古川市加古川町寺家町四二二ノ一協同組合加古川専門店会理事長 玉木理三郎
紹介議員 成田 一郎君
この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一二一一号 昭和三十三年三月六日受理
中小企業団体法制定に関する請願（二通）
請願者 岐阜市橋本町二ノ六岐阜官材協同組合連合会内 平野増吉外十名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一二一二号 昭和三十三年三月六日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 三重県伊勢市岩洲町一〇オール山田織維連合会内 松田正次外三十九名
紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一二一三号 昭和三十三年三月五日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 山梨県甲府市紅梅町一四 興石有外八十一名
紹介議員 廣瀬 久忠君
この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一二一四号 昭和三十三年三月五日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 東京都板橋区本町三二二東京都豆腐油揚商工業協同組合板橋支部組合内 細井武外一名
紹介議員 鶴見 祐輔君
この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一二一五号 昭和三十三年三月五日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 東京都板橋区本町三二二東京都豆腐油揚商工業協同組合板橋支部組合内 細井武外一名
紹介議員 鶴見 祐輔君
この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一二一六号 昭和三十三年三月五日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 東京都板橋区本町三二二東京都豆腐油揚商工業協同組合板橋支部組合内 細井武外一名
紹介議員 鶴見 祐輔君
この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一二一七号 昭和三十三年三月五日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 東京都板橋区本町三二二東京都豆腐油揚商工業協同組合板橋支部組合内 細井武外一名
紹介議員 鶴見 祐輔君
この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一二一八号 昭和三十三年三月五日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 東京都板橋区本町三二二東京都豆腐油揚商工業協同組合板橋支部組合内 細井武外一名
紹介議員 鶴見 祐輔君
この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一二一九号 昭和三十三年三月五日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 東京都板橋区本町三二二東京都豆腐油揚商工業協同組合板橋支部組合内 細井武外一名
紹介議員 鶴見 祐輔君
この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一二二〇号 昭和三十三年三月五日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 東京都板橋区本町三二二東京都豆腐油揚商工業協同組合板橋支部組合内 細井武外一名
紹介議員 鶴見 祐輔君
この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一二二〇号 昭和三十三年三月五日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 東京都板橋区本町三二二東京都豆腐油揚商工業協同組合板橋支部組合内 細井武外一名
紹介議員 鶴見 祐輔君
この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第一二四四号 昭和三十二年三月六日受理

中小企業団体法制定に関する請願
請願者 山梨県甲府市白木町七

○白木町商業会内 松井鴻業外二十四名

紹介議員 吉江 勝保君
この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。

第一二七〇号 昭和三十二年三月七日受理

中小企業団体法制定に関する請願
請願者 東京都大島町元町 三宅民五郎

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。

第一二七一号 昭和三十二年三月七日受理

中小企業団体法制定に関する請願
請願者 兵庫県加古川市大川町 加古川奉仕店会内 河野隆次

紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。

第一二七二号 昭和三十二年三月七日受理

中小企業団体法制定に関する請願
請願者 山梨県甲府市柳町七三 甲府商店街連盟内 細田貞幸

紹介議員 吉江 勝保君
この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。

第一二七三号 昭和三十二年三月七日受理

中小企業団体法制定に関する請願（十一通）
請願者 岐阜県大垣市俵町九〇 合資会社万嘉本店内 杉浦武雄外十名

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。

第一二七四号 昭和三十二年三月七日受理

中小企業団体法制定に関する請願
請願者 群馬県桐生市本町四ノ七七 岸田勇作外五千九百五十四名

紹介議員 伊能 芳雄君
この請願の趣旨は、第一一五一号と同じである。

第九部 商工委員会会議録第十二号 昭和三十二年三月十九日【参議院】

二一

昭和三十三年三月二十七日印刷

昭和三十三年五月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局